

第 2 編

風水害対策計画

第 2 編
第 1 章

風水害予防計画

第2編 風水害対策計画

第1章 風水害予防計画

本町における周到かつ十分な風水害予防対策を推進するための計画の構成は、以下のとおりである。

第1 災害に強いまちづくり

風水害による被害を予防し、被害が及ぶ範囲を最小限に止めるよう、災害に強いまちづくりを実現する必要がある。

そのため、町及び防災関係機関は、浸水災害の予防、土砂災害の予防、都市構造の防災化、建築物・公共土木施設等の安全化、農林漁業施設災害の防止等の各種防災事業等を推進するとともに、老朽化した社会資本について、長寿命化修繕計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第2 風水害応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備

災害時に迅速・円滑で効果的な応急対策活動を実施するため事前の整備をしておく必要がある。

そのため、まず、災害対策本部の設置要領や風水害時の職員配備基準をはじめとする初動体制を整備しておくとともに、気象等の警報等及び被害情報等の収集・伝達体制、広報体制を整備しておく。

また、避難予防対策、消防活動、救出・救急活動、医療救護活動、交通確保・交通規制、緊急輸送等の応急対策実施体制を整備しておく。

さらに、広域防災拠点等の防災施設、装備、緊急輸送ネットワーク等の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化などに努めるとともに、物資及び資器材等の備蓄・調達体制の整備により、食料、飲料水、燃料、生活必需品等の確保・供給活動に備える。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

そして、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について、住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第3 防災教育の推進

風水害災害に際して、人的被害を最小限とし、生活上の制約（障害）を解消するためには、日頃から防災機関職員及び町民等の防災意識の啓発や防災行動力の向上に関する施策の推進が不可欠である。

そのため、消防団、自主防災組織等の育成・強化、災害ボランティアの活動環境の整備、防災機関職員及び町民等に対する防災教育、防災訓練の充実、要配慮者の安全確保に関する対策を推進するとともに、各種調査研究を実施する。

第1節 浸水災害の予防

第1 基本的な考え方

本町では急傾斜地や急流河川が多く、保水力に乏しいことから、梅雨、台風のような気象条件の下で多雨、集中豪雨、強風などにより河川の氾濫が発生し、流域の人家等に被害を及ぼすおそれがある。

そのため、被害を受けやすい区域について、危険区域の指定を検討し、必要な河川堤防等の整備事業を実施し、従来から実施されているものは、更に整備を推進していくとともに、災害時に住民が的確な行動が行われるように、危険の程度を実感できる情報の提供、中小河川での予報及び警報体制の充実、警戒避難体制の充実を行う。

第2 河川等氾濫の防止対策

1 河川等の重要水防区域及び危険な箇所の把握、周知

(1) 現況

河川等の重要水防区域について、奥出雲町内には県で指定した区域はありません。また、危険な箇所の現況については、付属資料参照。

(2) 対策

町及び県は、県において作成した浸水想定区域図（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域を示した図）について、関係地域住民への周知に努めるとともに、町独自に、河川等の災害危険性等に関する以下の状況を把握し、これらの事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、関係地域の住民に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き非難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努める。

ア 河川等の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握

イ 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

ウ 避難路上の障害物等の把握

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握等、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

オ 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討
（避難についての詳細は、本章第9節「避難予防対策」を参照。）

カ 浸水想定区域内にア要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合、これらの施設の名称及び所在地

2 河川等氾濫の防止施設の整備の推進

(1) 河川及び治水施設等の整備状況

町内の河川は、県等により河川改修、ダムの建設による洪水調節、河道の掘削、築堤、護岸等により洪水発生防止策が進められている。

(2) 河川及び治水施設等の整備方策

町は、県に対して、家屋及び耕地への浸水、土砂流入等災害発生を防ぐため、河道拡幅、築堤、河床掘削等による河道の整備、遊水池、分水路等の建設を要請する。

3 水防資材器具等の整備の推進

平素から備蓄防災資器材の点検補充に努め、異常気象等災害発生のおそれがある場合、直ちに調達可能数量を調査把握し、必要に応じて資材等の現場配備を行う。

4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等における取組の促進

知事から浸水想定区域の指定があったときは、以下に示す施設について、町は、地域防災計画において、当該施設の名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、(1)の施設について、避難確保に関する計画を策定するよう要請する。

- (1) 要配慮者利用施設
- (2) 大規模工場等（申出があった施設に限る）

第2節 土砂災害の予防

第1 基本的な考え方

土砂災害は、山崩れ、がけ崩れ、地すべり、土石流、落石などにより発生する。これらの現象を整理すると、斜面崩壊（落下により移動）、地すべり（滑動）、土石流（流動）に区別される。

これら斜面崩壊等を引き起こす誘因として、降雨、融雪、地震等がある。特に、梅雨前線や台風等に起因する集中豪雨などにより発生するケースが多いが、洪水等に比べ、ひとたび斜面崩壊等が発生すると一瞬にして周辺住民、施設等に対し、多大な人的・物的被害をもたらす危険性がある。

本町は、急流河川や傾斜地が多いため土砂災害の発生しやすい地形・地質となっている。

土砂災害のおそれがある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行い、危険箇所の把握と周辺住民への周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為に対する許可制、居室を有する建築物の構造規制、既存不適格建築物に対する移転等の勧告などの施策を推進するとともに、土砂災害発生危険度が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防事業を実施するなど総合的な土砂災害対策を推進する。

第2 がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策

斜面崩壊とは、がけ崩れ、山崩れ、人工斜面の崩壊などを総称し、斜面を構成する土、砂礫、岩盤等が、主として重力の作用によって斜面から剥落・転倒し、急速に斜面上を崩壊・転落・落下する現象である。崩壊は発生域（崩壊源）と移動堆積域とからなり、地すべりと比べると規模が小さく、急傾斜地において突発的に発生し、移動速度が速い。

斜面崩壊の発生にかかる要因としては、雨量、斜面の勾配、斜面形、地質条件等がある。

1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の把握、周知

(1) 現況

がけ崩れによる危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づき、基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊（傾斜度30°以上、高さが5m以上の急傾斜地）を指定及び周知に努めている。そのうち、県では、防災上緊急度が高く、要件を満たすものから、急傾斜地崩壊危険区域（「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条）に指定し、対策事業を実施している。

県の農林関係では、山腹崩壊による災害（落石による災害を含む）が発生するおそれがある地区について各種の調査を実施し、山腹崩壊危険地区として判定し、森林整備課のホームページに位置や区域等を掲載、危険度の周知、対策事業を実施している。

(2) 対策

県は、危険度の高い急傾斜地に対しては「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。

また、関係機関は、都市化の進展等に伴い新たに災害危険の予想される地域等について危険度を把握するため、既に調査している箇所以外においても調査を進め、より一層の危険箇所の把握に努める。町及び県は、急傾斜地の資料を整備し、地域防災計画に組み込み、周辺住民等に周知徹底を図る。特に、町は、周辺住民に対し、土砂災害警戒区域等（土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域）及び避難先・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努める。

なお、急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為が制限されている。

2 急傾斜対策工の実施

急傾斜地崩壊防止工事には、雨水及び地下水の影響をできるだけ排除するようにする抑制工及び崩れようとするがけに対して力で対抗して崩れを抑える抑止工がある。

抑制工には、がけ崩れが起こる最も大きな原因となる雨水と地下水を排除するための排水工、雨滴の衝撃や風化に対抗するため斜面をコンクリート等で被覆するのり面防護工、雨水によって容易に崩壊しそうな不安定土塊をあらかじめ取り除いておく切土工などがある。

抑止工としては、コンクリート擁壁工や土中に杭を打ち込み滑落する土層を止める杭工等がある。

その他、がけから少し離して擁壁を作り崩壊が発生したとき被害の拡大を防ぐ待ち受け擁壁工や落石防護工などがある。

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、急傾斜地の崩壊による災害の危険度の高い区域について、必要に応じ、当該土地所有者、管理者等に対しそれら急傾斜地崩壊防止工事の施行の勧告を行う。また、それらの者が実施することが困難又は不適当と認められる場合には、県が工事を実施するなど急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。

急傾斜地崩壊対策工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設を優先する。

3 治山事業の実施

治山事業山腹工事には、斜面を安定させるための山腹基礎工や斜面の植生を回復するための山腹緑化工と落石の防止・軽減を目的とする落石防止工などがある。県は、山腹崩壊危険地区のうち緊急なものについて保安林指定による立木の伐採等の規制と予防治山事業等の促進を図る。

4 警戒・避難体制の整備

県、町及び国土交通省中国地方整備局は、災害発生の防止のため危険度の高い急傾斜地の周辺では危険性を示す標識の設置及び保全・管理に関する住民への指導を実施する。また、必要に応じてがけ崩れ発生の危険度を判定し防災措置の勧告や改善命令等を行い、住民の避難を促す。

危険地域の住民に対しては、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認3要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

県及び松江地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合は協議のうえ土砂災害警戒情報を共同で発表する。また県は、この補足情報として、34ページの表に示す危険度レベルを土砂災害予警報システムで本町に提供するとともに、県砂防課ホームページでも提供する。

町は、大雨警報、土砂災害警戒情報及び補足情報等を参考にして、土砂災害警戒区域ごとに防災活動や避難指示等の災害応急対策が適時適切に行なえるよう、地域防災計画に明示する。また町は、土砂災害防止法に基づき地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、その地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊のおそれがある場合の避難先に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）を配布するなど必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内に高齢者、障がい者等が主に利用する施設があれば、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法についても地域防災計画に規定し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

5 住宅移転の促進等

町及び県は災害危険区域を指定し、当該区域内において、住宅等の建築制限を行う。また、土砂災害防止法及びがけ条例に基づく既存不適格住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）の促進を図る。

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、町と連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行う。

第3 地すべり災害の防止対策

地すべりは斜面崩壊よりも一般的に大規模で継続的なもので、比較的緩勾配でも発生し、多大な被害をもたらす危険性がある。第三紀層、変成岩、火山性変質岩などすべり面となる粘土が生成されやすい特定の地質構造（島根県では主に第三紀層地すべりが分布している。）の所に多く発生し、粘性土をすべり面として滑動するので土塊の乱れは小さい。誘因としては地下水の影響が大きく、台風、梅雨のほか、融雪時にも発生する。

1 土砂災害警戒区域等（地すべり）及び地すべり危険地の把握、周知

(1) 現況

県は、地すべりによる危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づき、基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等（地すべり）を指定及び周知に努めている。

また、県は農林水産省（農村振興局、林野庁）の地すべり危険地について、調査を実施し危険箇所のはあく、及び周知に努めている。そのうち、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおその極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長、誘発のおその極めて大きいもので、公共の利害に密接に関係するものを「地すべり防止区域」として国土交通大臣又は農林水産大臣が指定している。

(2) 対策

県は、町及び地域住民の協力を得て、逐次、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定及び対策を促進する。地すべり防止区域等について町は巡視を行い危険の発見に努める。

2 地すべり防止工事の促進

国土交通省及び農林水産省（農村振興局・林野庁）所管の地すべり防止区域においては、地すべり等防止法に基づき、重要度に応じ、順次その防止工事を実施する。

地すべり防止工事には、地すべりが起こらないようにする抑制工と地すべりを抑える抑止工があり、状況に応じてそれらの抑止工事を実施していく。

なお、地すべりの誘因の最大のものは地下水状況の変化によるものなので、排水工が最も基本的な工事である。その他、状況により地すべり土塊の除去、工作物による地すべりの抑止工等を実施していく。

土砂災害警戒区域等（地すべり）及び地すべり危険地のうち地すべり防止区域の未指定箇所については、危険度に応じ指定の促進を図る。

3 警戒・避難体制の確立

地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。特に危険度の高い土砂災害警戒区域等（地すべり）及び地すべり危険地に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対してはソフト施策（地すべ

り監視施設、情報機器の整備等）により、警戒体制を確立し、被害の軽減を図るとともに、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

現在、県砂防課、農地調整課、及び森林整備課のホームページ及び町のハザードマップにより、指定区域（土砂災害警戒区域等・地すべり防止区域）、及び地すべり危険地の位置が確認できるので、このホームページ等を十分に活用し、地域住民の認識を高める。

町は、土砂災害防止法に基づき地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報及び警報等の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、その地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、地すべりのおそれがある場合の避難先に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行えるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）を配布するなど必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域（未指定市町村は地すべり危険箇所）内に高齢者、障がい者等が主に利用する施設があれば、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法についても地域防災計画に規定し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

第4 土石流災害の防止対策

土石流は、土砂や岩石が水と混合し一体となって谷、溪床など地形の低所に沿って流下するもので、豪雨、地震等による崩壊土砂の流下、溪流をせき止めていた崩壊物の再崩壊による流下、洪水流による溪床堆積土砂の流下、地すべり土塊の流下等のケースがある。

豪雨による土石流は、先頭に岩塊や樹木の集中する盛り上がりをもち、後方に細粒物質と洪水流が続く。土石流の速度は速いもので時速60km近くにもなり、斜面崩壊等と比べ移動距離が長く100mから数kmに達する場合もあり、巨岩を含む場合は破壊力が更に強大になる。

一般的には、勾配が15°以上あり、溪流の中に多量の不安定な土砂がある溪流で、しかも勾配が15°となる地点より上流の流域面積が広いものが土石流の発生の危険度が高いといえる。

1 土砂災害警戒区域等（土石流）の把握・周知

(1) 現況

県は、土石流により危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づき基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等（土石流）を指定及び周知に努めている。また、土石流による被害を防止するため、砂防設備が必要な土地及び一定の行為を禁止または制限すべき土地について「砂防指定地」として国土交通大臣が指定している。

県の農林関係では、山腹崩壊若しくは地すべりが発生しているか、又は発生するおそれのある地区でかつ土砂が土石流となって流下する地区の中で、それらの発生源からおおむね2km以内に公共施設等がある地区について各種の調査を実施し、崩壊土砂流出危険地区として危険度の判定をしている。

(2) 対策

県は、町及び地域住民の協力を得て、逐次、危険区域等の把握のため各種調査を実施し、砂防指定地の指定及び対策を促進する。

関係機関は、既に調査している箇所以外においても調査を進め、より一層の危険区域の把握に努める。町及び県は、危険区域等の資料を整備し、地域防災計画に組み込み、標識を設置するなど周辺住民等に周知徹底を図る。

2 土石流対策工の実施

国土交通大臣により砂防指定地に指定された土地に対しては、土石流対策として、砂防工事の実施及び立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

土石流対策としての砂防工事には、山腹工（荒廃した山地の回復）、砂防えん提工（土砂の流出を調節する）、床固工（溪床の安定）、護岸工（溪岸の安定）等がある。

土砂災害警戒区域（土石流）のうち、緊急度の高いものから計画的にそれらの対策工事を進めていく。

砂防工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設を優先する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

3 治山事業の実施

溪流の侵食が進み土砂の流出のおそれのある溪流については、保安林指定による立木伐採等の規制と土砂流出防止対策として谷止工（溪床・溪岸侵食の防止）、床固工（堆積土砂の流出防止）、流路工（縦横侵食の防止）等の施工と併せ森林整備を一体的に行うよう治山事業の促進を図る。

4 住宅移転の促進

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながらその所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、町と連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行う。

関係機関及び町は連絡調整を図った上、各種制度の活用により、人命、財産等を土石流から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

第5 土砂災害防止法による防止対策

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害防止法により溪流や斜面及びその下流などの急傾斜地の崩壊等により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について基礎調査を実施し、結果について公表するとともに、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、また、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

2 土砂災害警戒区域における対策

(1) 警戒避難体制の整備

町は、法7条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに下記事項を明示するとともに、周辺住民等への周知徹底を図る。

ア 土砂災害に関する情報等の収集・伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報の伝達、住民等への伝達方法、避難路・避難場所及び救助体制、その他連絡先など警戒避難体制に関する必要な事項

イ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

ウ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を必要とする者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるこれらの施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

(2) ハザードマップによる周知

町は、土砂災害警戒区域等や避難場所、避難路等を記載したハザードマップを作成し住民に周知する。

3 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、法第9条に基づき、土砂災害特別警戒区域として指定したときは以下の措置を講ずる。

(1) 住宅分譲地、社会福祉施設、学校及び医療施設のための開発行為に関する規則

(2) 建築基準法に基づく建築物の構造規則

県又は町は、居室を有する建築物に作用すると想定される力に対して、建築物の構造が安全であるかの建築確認を行う。

(3) 身体等に著しい危害が生じるおそれ大きい場合に、建築物の所有者等に対する移転等の勧告

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、町と連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行う

(4) 移転者への資金等の支援（住宅金融支援機構の融資、住宅・建築物安全ストック形成事業による補助）

4 重大な土砂災害が急迫している状況における対応

法29条に基づき県は地すべり、国は河道閉塞に起因する土石流及び河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民への避難指示等の判断等が行えるよう、その土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施する。

5 土砂災害に関する情報提供

(1) 住民等への土砂災害警戒情報等の周知

ア 県及び松江地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害警戒情報を共同で発表する。

また、県は、この補足情報として、土砂災害危険度レベルを土砂災害予警報システムで町へ提供するとともに、県ホームページ「しまね防災情報」でも提供する。

イ 町は、大雨警報、土砂災害警戒情報及び補足情報等を参考にして、土砂災害警戒区域ごとに防災活動や避難指示等の災害応急対策が適時適切に行えるよう、地域防災計画に明示する。

表 土砂災害警戒情報の補足情報（土砂災害危険度情報）

相当する警戒レベル	危険度	危険度が示す状況と対処方法
警戒レベル5相当	災害切迫	大雨特別警報（土砂災害）の基準を超過している状態 命に危機が及ぶような土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況 直ちに身の安全を確保
警戒レベル4相当	危険	土砂災害警戒情報の発表基準 土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況 危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	警報	大雨警報（土砂災害）の発表基準 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 避難準備の目安 要配慮者等は避難開始の目安
警戒レベル2相当	注意	大雨注意報の発表基準 土砂災害への注意が必要 今後の雨の降り方に注意

(2) 住民等への土砂災害警戒区域等の周知

県は、土砂災害警戒区域等の公示図書を町へ送付するとともに、県土整備事務所等での図書の縦覧、ホームページ「マップ on しまね」に掲載するなどにより、土砂災害警戒区域等の住民への情報提供を行う。

県は、基礎調査の結果を町長に通知するとともに、ホームページ「マップ on しまね」に掲載し公表する。

(3) 住民等への緊急調査結果に基づく情報等の周知

県又は国は、法31条に基づき、緊急調査の結果から当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を町の長に通知するとともに、住民に周知されるため必要な情報提供を行う。

第3節 都市構造の防災化

第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害の拡大を防ぎ、又は被害を軽減することのできる風水害に強いまちづくりを推進するため、関係各課、関係機関は、都市等の基盤整備を進めるなど、防災環境を整備するための事業を実施してきたが、より一層の整備を進めるため、それらを総合調整して実施していく。

また、土地区画整理事業や再開発事業等をはじめとして、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を進め、風水害等に備えた安全な都市環境づくりを目指す。

2 留意点

(1) 地域性を考慮した対策の実施県内においては、地域により地形、地質等の自然条件が大きく異なるため、それらを考慮した対策を実施していく必要がある。

(2) 災害に強いまちの形成 それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

(3) まちづくりにおける安全性の確保の促進

国、町及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

(4) 緊急輸送道路の整備

町、国及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港・港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(5) 防災・減災目標の設定

町及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。

特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、町及び県は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

(6) 立地適正化計画の推進

町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

第2 防災的な土地利用の推進

1 土地区画整理事業の推進

町及び県は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、防災拠点との連携により、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備により、安全な市街地の形成を図る。

2 市街地再開発事業の推進

近年災害危険性が増大しているが、再開発事業を活用し、建築物の共同化、不燃化等を促進することにより避難先及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、併せて地域の防災活動の拠点整備を図る。

3 新規開発に伴う指導・誘導

町及び県は、造成地に発生する災害など新規開発等の事業に際しての災害の防止については、都市計画法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、特定開発行為の許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施行に関する指導監督を通じて行う。また、次に挙げる各種法令に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を実施する。特に、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、原則として開発計画を認めない。

なお、宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措施を講ずる。

また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

ア 宅地造成工事規制区域の安全化

宅地造成等規制法第3条により指定された宅地造成工事規制区域内で行う宅地造成工事について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い災害の防止に努める。

イ 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条に基づき指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

ウ 危険住宅の移転促進

「第2節 土砂災害の予防」を参照。

4 盛土による災害の防止

国は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、県が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、及び崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を支援する。

また、県が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を支援する。

町及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

第3 都市の不燃化の推進

1 防火、準防火地域の指定

町は、建築物が密集しており火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物の建築の促進に努め、建築物の不燃化の推進を図り、また、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造とし火災の延焼の防止を図る。

特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化の促進を図る。

2 密集住宅市街地等の不燃化

(1) 老朽木造建築物密集市街地の不燃化の促進

老朽化した木造建築物等が密集する市街地は、大規模災害時に大火災となるなど防災上危険な状況にあり、このような地域については建築物の不燃化を特に推進する必要がある。

(2) 屋根不燃化区域の指定

県は、防火・準防火地域以外の市街地において木造等の建築物の延焼による火災を防止するため、建築基準法第22条に基づく指定区域（耐火・準耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造り、又は葺く必要等がある区域）の指定を行う。

(3) 建築物の防火の推進

県は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上、避難上の各種改善指導を行う。（本章第4節「建築物・公共土木施設災害の予防」参照。）

3 消火活動困難地域の解消

町及び県は、市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

4 延焼遮断帯等の整備

町及び県は、広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図る。

5 消防水利・防火水槽等の整備

町は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

6 その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動が可能になるように消防活動路の確保について検討する。また、都市公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第4 防災空間の確保

1 公園等の整備

(1) 道路の整備

道路は、町民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、風水害等の災害時に

においては、緊急輸送路、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、都市内の道路については多重性・代替性の確保が可能となるような整備を目指す。

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

都市公園や緑地は、都市内の緑のオープンスペースとして、町民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における避難先・避難路、延焼遮断あるいは救護活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。町は、都市公園法、都市緑地法等に基づき、これらの都市公園等の計画的な配置・整備を積極的に推進するとともに緑地の保全を図る。

また、農村公園は、農村の総合整備の一環として農業者等農村居住者の健康増進と憩いの場を提供し、併せて生活環境・自然環境に資することを目的とするほか、災害時には避難先として防災上重要な役割を持っている。町は、それらの整備を推進する。

さらに、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難先としての機能を強化する。

2 共同溝等の整備

町、国及び県は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容する共同溝等の整備を推進する。

3 都市防災構造化対策の推進

町及び県は、都市地域の防災構造化を進めるため、道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。また、安全で良好な市街地の形成に向け、住民等のまちづくり活動の活性化を図るとともに、災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難先・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な都市整備事業を重層的に実施し、都市の防災構造化対策を積極的に推進していく。

第5 工作物対策

1 擁壁の安全化

道路面において擁壁を設置する場合は設計時に安定性を考慮することになっているが、町及び県は、適宜、道路防災総点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。宅地に擁壁を設置する場合については、引き続き建築基準法に基づく安全化指導を実施していく。

2 ブロック塀等の安全化

町及び県は、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について引き続き指導し、併せて、パンフレットの配布等を実施する。

3 窓ガラス等落下物の安全化

町及び県は、既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を実施し、窓ガラス等の落下物によって被害を及ぼす危険性の高い市街地等については、特に指導に努める。

4 屋外広告物に対する規制

県は、条例による掲出許可基準において「公衆に対し危害を及ぼすおそれのないもの」と定めている。

第4節 建築物・公共土木施設災害の予防

第1 基本的な考え方

風水害等の災害時には、災害の状況により、浸水、斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。特に、庁舎、医療機関、学校等の防災基幹施設、都市・地域生活の根幹をなす電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、道路・橋梁、鉄道等の交通施設及び河川、砂防、治山等のその他公共土木施設が被害を受け機能を失うことになるとその影響は極めて大きい。このため、建築物の安全性を確保し、災害に強い公共施設等を整備することにより、建築物・公共土木施設等災害の防止対策を推進する。

第2 建築物の災害予防

- (1) 町庁舎等、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関の一部、学校、交流センター等の防災基幹施設は、風水害等の災害時においては、応急対策活動の拠点となることに加え、一部避難施設として利用されることもある。そのため、県、町及び関係機関は、これら施設の安全化を図り、機能を確保する。

また、庁舎、災害拠点病院等の施設については、大雨・台風等に伴う浸水に対する予防措置を施すとともに、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

- (2) 町及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

- (3) 町は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

また、災害時に、適切な管理がなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第3 まちの不燃化

1 防災指導等による不燃化、安全化等の促進

町及び県は、次のように一般建築物の不燃化、安全化等を促進する。

(1) 一般建築物に対する防災指導

ア 建築確認審査による指導・誘導

建築基準法等に基づく建築確認を通じて、建築物や敷地等が安全となるよう指導を行う。

イ 災害危険区域内における防災指導及び建築制限

出水等による危険の著しい区域及び急傾斜地崩壊危険区域のうち急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を建築基準法第39条第1項の災害危険区域に指定し、区域内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。そのほかは、本章第2節「土砂災害の予防」を参照。

ウ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう指導する。

エ 保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険（がけ上、がけ下等）であり、又は衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う。

オ 違反建築物の取締り

違反建築、無届建築等を摘発し、適正な指導を実施する。

カ 都市建築物の環境整備等

（ア） 町は地域地区の指定のない都市について、指定の促進を図る。

（イ） 道路位置指定、土地区画整理、共同建築等を指導、助長し宅地の計画的な環境整備を図る。

（ウ） 建築基準法に基づく総合設計等の促進を図る。

（2） 老朽化した既存建築物に対する改修指導

建築年次が古く、老朽化の進んだ既存建築物については、安全性が確保されていないなど問題のあるものがある。既存建築物の安全性向上のため、老朽化した建築物の改修等についての指導を実施する。

また、これら施設の被害は、地盤高や周辺の河川・斜面等の状態にも影響されるため、風水害等の災害危険の高い区域については、特に重点的な安全化対策が必要となる。

（3） 融資制度等の活用による不燃化等の促進

ア 住宅金融公庫の融資による中高層建築物及び産業労働者住宅（会社用住宅）等への融資制度を活用し、耐火建築物の建設を促進する。

イ 特定優良賃貸住宅建設融資利子補給補助事業制度を活用して、民間賃貸住宅の耐火建築物建設を促進する。

ウ 密集地の老朽化した木造等の既設公営住宅は、建替事業による不燃化を促進する。

2 町民等への意識啓発

町は、町民に対し、次の意識啓発を行う。

（1） 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認等を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について普及啓発を図るとともに、既存建物については、改修時の相談に応じる。このほか、パンフレットの配布、防災講習会等を実施することにより不燃化等の必要性を啓発する。

特に、老朽化した建築物の改修等についての普及啓発を図る。

（2） 危険地域の住宅等の安全性確保のための啓発

がけ崩れや浸水その他災害が予想される危険地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置について啓発し、また、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象にならない住宅に対し移転促進のため、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

3 特殊建築物等の安全化

（1） 特殊建築物の不燃化等

建築基準法第6条第1項第1号に規定された特殊建築物（劇場、映画館、展示場、百貨店など不特定の人が集まる施設、病院、学校、旅館・ホテルなど多数の人が滞在する施設や自動車車庫等火災の危険性が高い施設など）の安全化を推進するため、建物の不燃化等を進める。

（2） 特殊建築物の定期報告

（1）の特殊建築物については、所有者又は管理者が建築士等に定期的にその敷地、構造及び設備の状況について調査・検査をさせ、その結果を定期報告し、安全確保を図る。

(3) 特殊建築物の定期的防火検査の実施

(1)の特殊建築物について、「建築物防災週間」において消防署等の協力を得て、防火点検を実施するとともに、年間を通じてパトロールを実施し、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づく防火上、避難上の各種改善等、建築物の安全確保に対して積極的な指導を実施し、防災対策を推進していく。

第4 ライフライン施設の安全化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、町及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油、LPガス、通信サービス等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

1 電気施設

【県企業局】

(1) 発電所等の現況

県企業局は、県内に19か所の発電所及び2か所の利水ダム（砂防との共同施設）を管理しており、発生した電気を中国電力株式会社及び中国電力ネットワークに供給している。

発電所の現況は、奥出雲町地域防災計画（資料編）参照

これらの施設は、施設ごとの設計基準に準拠し建設されたものであるが、企業局が定めた保安規程に基づいた巡視、点検及び測定を実施し、施設の現況把握・事故の未然防止に努めるとともに防災計画を策定する。

(2) 自主保安体制の構築

企業局は、劣化診断など施設の安全性について調査を実施し、安全性の低い施設について、計画的に更新等の安全化対策を実施していく。

また、企業局危機管理計画を策定し、関係機関との連絡体制や事務分掌を明確にしておく。

(3) 防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、各事務所で独自に防災訓練を行う等、平素から災害対策諸施策を積極的に推進する。

【中国電力・中国電力ネットワーク】

(1) 発電所等の現況

電気設備の概要は、奥出雲町地域防災計画（資料編）参照

(2) 自主保安体制の構築

発電設備、送電設備等は、関連する法令、基準等を満たす設備となっており、法令等による巡視、点検等を実施し、災害による被害の未然防止に努める。

設 備	現 況
水力発電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。

原子力発電設備		関連する法令、基準等を満足する設備となっている。また、原子炉等規制法に基づく原子炉施設保安規定並びに電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。
火力発電設備		関連する法令、基準等を満足する設備となっている。高層建築物及び重要設備については、動的解析を実施し、安全性を確保している。 また、電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。
内燃力発電設備		電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。関連する法令、基準等を満足する設備となっており、安全性を確保している。
送電	架空送電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。架空送電線ルートを選定時には、地すべり地形や洪水被害のおそれがある箇所等を極力避けて選定している。
	地中送電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。
変電設備		電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。過去に水害に遭った箇所は、水害対策を行っている。
配電	架空配電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。
	地中配電設備	

中国電力株式会社は、次の方法により、災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置を講じる。

ア 計画目標

設 備	構 造 物	設 計 方 針
水力発電設備	ダム ゲート 機器 建物	河川管理施設等構造令・電気設備技術基準・発電電圧規程・電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」及び建築基準法等による。
原子力発電設備	機器 建物	原子炉等規制法、電気事業法、建築基準法の技術基準等による。
火力発電設備	機器 建物	電気事業法、建築基準法の技術基準、電気技術指針「火力発電所の耐震設計指針」等による。
内燃力発電設備	内燃機関 建物 タンク	電気事業法、建築基準法、消防法の技術基準、電気技術指針「火力発電所の耐震設計指針」等による。
架空送電設備	鉄 塔	電気設備技術基準及び架空送電規程による。
地中送電設備	管 路	術基準及び地中送電規程による。
変電設備	機器 建物	電気設備技術基準・発電電圧規程・電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等による。
配電	架空配電設備	電気設備技術基準及び配電工事基準等による。
	地中配電設備	

(3) 防災教育・訓練の充実

ア 防災教育

従業員に対し災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等防災意識の高揚に努める。

イ 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態に有効に機能することを確認する。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

2 ガス施設の安全性の確保

(1) 自主保安体制の構築

LPガス販売業者は、次の事項の整備を図る。

ア 新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の事項の整備を行い、安全化に努める。

(ア) LPガス設備全般について、埋設導管をポリエチレン管への切り替えを進めるなど安全性が確保できるよう整備を進める。

(イ) 容器は、災害時に転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。

(2) 防災教育・防災訓練の充実

ア 風水害等防災訓練の実施や災害時の対応マニュアルの作成等ソフト面の充実を図る。

イ 風水害等による二次災害を防止するため、一般消費者に対して、特に高齢者にはわかりやすく、災害時には速やかな対応ができるよう、次のような啓発を行う。

(ア) 災害発生時の初期防災活動等について記したパンフレット等を配布し、内容について説明する。

(イ) 災害発生時は、ガス器具の使用に留意し、異常があったときは販売業者の点検を受けるよう指導する。

(ウ) 災害発生時は、火を全部消し、元栓・器具栓を閉め、容器のバルブも閉めるよう指導する。

3 上水道施設の安全性の確保

(1) 自主保安体制の構築

水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。

ア 配水池の容量は12時間分の給水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。

イ 指定避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。

ウ 水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。

(2) 防災教育・訓練の充実

各種研修会、講習会への参加・開催や、有事を想定した模擬訓練の実施を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。

4 下水道施設の安全性の確保

(1) 自主保安体制の構築

下水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。

- ア 下水道施設の整備・保守・点検
- イ 協定等に基づく相互応援体制の整備
- ウ 災害時用の資機材の整備

(2) 防災教育・訓練の充実

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

5 電気通信施設の安全性の確保

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

◆ 西日本電信電話株式会社島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(1) 電気通信施設の現況

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このため、次の電気通信設備等の防災対策を実施する。

ア 電気通信設備等の高信頼化

- (ア) 豪雨、洪水等のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行なう。
- (イ) 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風・耐雪構造化を行なう。
- (ウ) 火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行なう。

(2) 自主保安体制の構築

N T Tとグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

ア 電気通信システムの高信頼化

- (ア) 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- (イ) 主要な中継交換機を分散設置する。
- (ウ) 大都市において、とう道網（共同溝を含む）を構築する。
- (エ) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- (カ) 災害時優先電話について、加入者と協議し2ルート化を推進する。

(3) 防災教育・訓練の充実

N T Tとグループ会社は関連会社と協力し、防災活動を円滑、かつ迅速に実施するため平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期又は随時に実施する。

また、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

- ア 災害発生時の初動立ち上げ訓練
- イ 気象等に関する情報伝達訓練
- ウ 各種災害対策用機器の操作・運用訓練
- エ 電気通信設備等の災害復旧訓練

- オ 消防及び水防の訓練（水防板・防潮板の点検・着脱を含む）
- カ 行政機関等が実施する防災訓練（災害用伝言サービスの運用を含む）

◆（株）NTTドコモ中国支社 島根支店

（1）電気通信施設の現況

ア 建物

二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉等を設置している。

イ 建物内部設備

- （ア）建物内に設備する電話交換機、伝送・無線及び電力等の機器は地震などの災害による倒壊損傷等を防止するための補強措置と、火災に備えて消火設備が設置されている。
- （イ）交換設備、電力設備及びその他の局内設備は倒壊を防止するために支持金物等で耐震対策を実施している。
- （ウ）非常用電源
重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家用発電機等を常備している。

ウ 移動用無線

- （ア）通信回線の応急回線の作成用として、可搬型マイクロエントランス及び移動基地局車を主要ビルに集中配備している。
- （イ）その他復旧作業用として車両へ衛星携帯電話等を常備している。

（2）自主保安体制の構築

電気通信施設の災害対策は、公衆通信役務を提供している重大な使命に鑑み、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から取り組んでいる。また、電気通信設備の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、（株）NTTドコモ中国支社の各機関にも災害対策本部を設置すると共に、（株）NTTドコモ等NTTドコモグループに災害対策支援本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と施設の早期復旧に努める。

ア 通信を確保するための諸施策

- （ア）主要な伝送路を光ケーブル又は無線により、多ルート構成あるいはループ構成としている。
- （イ）指定避難所等に一般公衆通信の使用に供する携帯電話又は、衛星携帯電話の貸出しに努める。
- （ウ）災害時の孤立対策として、移動基地局車及び可搬型マイクロエントランスを主要ビルに配備している。
- （エ）架空ケーブルは、二次的災害（火災）を考慮し、通信ケーブルの地中化を推進している。
- （オ）商用電源が停電した場合の給電設備として、蓄電池、自家用発電機を常備しているが、更に移動電源車も主要ビルに集中配備している。
- （カ）防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は耐水性に劣る弱体設備の計画的な補強取替を実施している。
- （キ）平素から災害復旧用資材を確保している。

（3）防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期的又は随時実施する。

なお、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

ア 非常召集の訓練

イ 災害予報及び警報等の伝達訓練

ウ 災害時における通信疎通確保の訓練

- エ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- オ 消防及び水防の訓練
- カ i モード災害用伝言板サービスの運営

◆KDDI 株式会社

(1) 電気通信施設の現況

災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信局舎及び通信設備の防災設計を行っており、主要設備については予備電源を設置している。また、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、災害に強いネットワーク構成としている。

(2) 自主保安体制の構築

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を行う。また、被災時には通信を確保し、被害を迅速に復旧するため、必要な事業所には緊急連絡設備、代替回線や臨時回線の設定に必要な設備や車両等の防災用機器等を配備している。

(3) 防災教育・訓練の充実

災害時に防災業務を遂行できるように、必要な教育を行い防災に関する知識の普及及び向上を図っている。全社的な訓練は年2回実施している。

◆ソフトバンク株式会社

(1) 電気通信施設の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施している。

ア 停電対策

停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備の設置を進める。

イ 伝送路対策

主要伝送路はルート冗長化等、通信が確保されるような対策を実施している。

(2) 自主保安体制の構築

災害時に、ネットワーク障害に即応できる体制と連絡網を整備して万一来に備える。

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材および予備品などを確保する。

(3) 防災教育・訓練の充実

実際の災害を想定した訓練をグループ会社・協力会社を含めて実施し、訓練結果を基に見直しを行い、技術の向上と通信サービスの早期復旧を図る。

6 災害発生時の応急体制の整備

(1) 基本的事項

ライフライン等施設に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、効果的な応急対策を実施できるよう、県、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

(2) 防災組織の整備

ア 防災組織の整備

ライフライン施設等災害時の配備体制（登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等）を整備しておく。

イ 応急活動マニュアル等の整備

各ライフライン等施設管理者は、それぞれの機関の実状を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員（社員）に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員（社員）、機関等との連携等について徹底を図る。

7 防災資機材の整備

(1) 防災資機材の整備

県、町、ライフライン施設管理者及び関係機関は、各種施設等の性質に応じ、必要な防災資機材の整備を図る。

ア 災害対策用資機材等の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに車両等の輸送力確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため復旧用資材の規格の統一をライフライン施設管理者で進めるほか、他機関と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

8 防災知識の普及・啓発

これまでも通常の防災に関する広報を実施しているが、災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報誌の活用など様々な方法、機会を通じ、防災知識の普及、啓発に努める。

第5 交通施設の安全化

1 道路施設

町及び県は、緊急輸送ルート確保を早期に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路災害対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

(1) 現況

本町の道路網は、東西方向に延びる一般国道432号、314号を中心として県道が南北方向に延びており、これらが町の幹線道路となっている。

一方、町道及び農道、林道は、それぞれの地域の生活と幹線道路とを結ぶ重要な役割を担っている。

(2) 計画

国道、県道、町道及び農道、林道等の各管理者は、各々の管理する道路について整備を行うとともに、土砂崩壊や落石等の危険箇所については、法面防護工等の実施、また橋梁等の道路構造

物については安全性確保のための補強等の対策を実施し、災害時の避難及び緊急物資等の輸送に支障が生じないよう整備を行う。

ア 道路の整備

各道路管理者は、災害時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を行う。
また、災害時において幹線道路が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため、重要な道路に連絡するう回路を避難路と同等に位置付け、あらかじめ調査し、緊急時に備え整備を行う。また、集落の孤立化を防ぐため、う回路にもなる町道及び農道の安全確保に努める。

イ 落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、落石等通行危険箇所について、日常点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所から、順次法面防護施設等の整備を行い、危険箇所の解消を図る。

ウ 橋梁等の対策

各道路管理者は、橋梁等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、安全性に問題のある施設については、順次補強を行い安全性の確保を図る。

エ トンネルの安全対策

トンネルの安全の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要な箇所については、補強を実施する。

2 鉄道施設

◆ 西日本旅客鉄道株式会社山陰支社

(1) 計画目的

この計画は、西日本旅客鉄道株式会社防災業務計画に基づいて、旅客鉄道事業及び関連事業に係わる車両、施設、設備等の災害対策について、迅速適切に処理すべき業務を定め、輸送の円滑化を図ることを目的とする。

(2) 実施の方針

この計画は、輸送業務を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め輸送の確保を図るとともに、他支社及び他の輸送機関並びに関係地方自治体、その他の防災機関と密接な連携のもとに、万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

(3) 施設等に対する防災予防対策

線路建造物等の施設については次により防災対策を講ずる。

ア 線路建造物等の施設については、設計基準によって安全設計がなされているが、安全性等を把握するため定期検査を実施し、その機能が低下しているものは、補強又は取替え等の計画を定める。

イ 災害発生時における線路建造物等の災害警備発令基準及び非常招集計画等を定める。

ウ 気象情報等による線路巡回計画等を定める。

(4) 防災業務施設及び設備の整備

関係防災機関及び地方公共団体との緊急な連絡、部内機関相互における警報等の伝達及び情報収集を円滑に行うため、通信設備及び各種警報装置等を整備する。

(5) 防災上必要な教育及び訓練

ア 関係社員に対し、講習会の開催及び資料の配布等を行うとともに、日常業務を通じて必要な教育を行う。

イ 関係社員に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な訓練を行うとともに、地方公共団体及

び防災機関が行う合同訓練には積極的に参加し必要な知識の修得に努める。

(6) 人員、資機材等の確保

- ア 災害復旧に必要な人員、資機材等の確保を図るため非常招集計画を定め必要な資機材を常備しておくとともに、関係協力事業者との協議要領を定めておく。
- イ 復旧作業に必要な資機材及び災害予備用貯蔵品を備蓄している箇所は定期点検、保有数の確認及び機能保持等に努める。
- ウ 自動車を保有する関係各長は、災害復旧に必要な人員、緊急輸送用自動車の指定及び輸送計画を定め、警察関係に確認申請を行う。

第6 その他公共土木施設の安全化

1 河川等施設

(1) 現況

町内には、斐伊川等の中小河川があり、溢水の危険性がある。

(2) 対策

町及び県は、治水安全度を高めるため、河積の拡大等の安全性向上のための対策工事を行う。
また、水防情報システム等により、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できるような体制とする。

2 砂防等施設

(1) 現況

島根県は急峻な山地が多く、また全県が特殊土壌地帯で、地質的にも降雨による侵食を受けやすく、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が発生する危険性が高いため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等の対策を積極的に実施してきた。

しかし、島根県は土砂災害警戒区域等が多く引き続き施設整備を一層推進するとともに、警戒避難体制の確立を図る必要がある。

(2) 砂防対策

土石流の発生の危険性が高い溪流について砂防指定の促進を図るとともに、土砂災害警戒区域等（土石流）を中心とした砂防施設の整備を行い、地域の安全性の向上を図る。また、既存の砂防施設等の点検を実施し、施設の安全を維持する。

地域住民の土砂災害からの警戒避難体制の整備充実を図るため、土砂災害予警報システムを整備しているが連絡体制の確立等情報伝達の徹底を図る必要がある。

(3) 地すべり防止対策

風水害によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そこで、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、市町村及び地域住民の協力のもとに、必要に応じ地すべり防止区域の指定の促進を図るとともに、順次対策事業を推進する。また、土砂災害警戒区域等（地すべり）及び地すべり危険地の点検体制及び日頃の地割れ、陥没、隆起、建物や立ち木の傾き、あるいは湧水等の観測体制を整えとともに、地すべり監視施設等の整備による警戒体制の確立を図る。

(4) 急傾斜地崩壊防止対策

危険度の高い急傾斜地に対しては、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策工事を推進する。また、豪雨時等の急傾斜地の点検体制の整備及び危険区域内での崩壊を助長し、誘発するような行為の制限を図り、災害の未然防止のため、急傾斜地の周辺に、危険性を示す標識の設置や、住民への危険に対する啓発活動の実施、必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行うなど警戒体制の確立を図る。

3 治山施設

(1) 現況

治山事業は、山腹崩壊地、山腹崩壊危険地、荒廃渓流及び荒廃の兆しのある渓流に対し対策工事を実施しているが、特に本県は地形・地質等の自然的条件から山崩れ、土石流等の山地に起因する災害が発生しやすい状況にある。このため、治山事業により荒廃山地を復旧整備し、特に山地災害危険地が集中している地区などについては、防災対策総合治山事業等により、緊急かつ総合的な対策を講じてきた。

しかし、豪雨等による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象が予想される。

このような災害の多様化と山地災害の危険性が一段と高まるなかで、より効果的な対策と危険地区の計画再整備を図り、山地災害の未然防止に努める。

(2) 対策

山腹崩壊地、山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面を早期緑化し山崩れによる被害の防止を図る。また、荒廃渓流等に対しては、治山ダム等の溪間工を施行し、土石流等による被害の防止を図る。既設工作物は点検を実施して、亀裂や洗掘に対しては早急に補修し施行地の管理を図る。

なお、これらは治山事業として危険度の高いものから逐次計画的に実施するが、地域住民に対しても防災意識の高揚を図るとともに、日頃から地域住民自らが行う防災施設の点検等の予防保全対策を支援し、自主防災組織の育成強化を進める。

4 ダム

(1) 現況

町域及び上流には三成ダム、阿井川ダム、坂根ダム等があり、発電、農業用水等に寄与しているが、大雨等によるダムの決壊及び啓開は、農地の流出はもとより、人名・財産に重大な被害をもたらすおそれがある。

大雨等によるダムの災害を未然に防止することは、民生の安定と町土保全の観点から極めて重要なため、ダム管理者は日常からの現地調査・巡視等により施設の安全度を判定し、計画的に整備を推進する。

(2) 保守管理

県が所管しているダム施設については、河川法及び河川法施行令に基づいて定めたダム操作規則・規程等により施設の点検を行う。

県企業局所管のダムについては上記点検のほか、電気事業法に基づく点検も行う。

第5節 農林業施設災害の防止

第1 基本的な考え方

風水害等の災害による農林水産物や農林業関連施設の被害を防止するために必要な対策を実施する。

第2 農業施設災害の防止対策

1 農業用ため池

(1) 現況

町内には多くの農業用のため池があるが、それらの多くは築造年代が古く老朽化している。それらは、災害に対する安全性が考慮されていない場合が多く、豪雨時等に決壊の危険性があり、下流の家屋、公共施設、農作物、人畜、及びその他の施設に被害を及ぼすおそれがある。

(2) 対策

農業用のため池は、決壊した場合下流に与える影響が大きいため、「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検要領」及び「ため池管理マニュアル」を参考に、適正な管理をため池管理者に対し指導する。老朽化し、安全性に不安のある農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策への支援を行う。

なお、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池は、防災重点農業用ため池として特に監視点検に取り組む。また、ハザードマップ等を作成し、地域住民等に周知する。

2 農業用水利施設（樋門、水路等）

(1) 現況

町内には、農地のたん水被害防止、洪水防止などに資する農業用水利施設があるが、これら施設の多くは整備後数十年経過し老朽化しており、豪雨時に機能低下又は突発的な機能不全によって農作物、家屋及び公共施設に被害を及ぼすおそれがある。

(2) 対策

農業用水利施設の機能診断調査、評価、劣化予測、コスト算出・比較などを行い、計画的・効率的な機能保全を図る。

第6節 防災活動体制の整備

第1 基本的な考え方

災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、県、町及び防災関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。そのため、風水害時の災害対策本部及び初動（警戒）体制の確立要領等を整備しておくとともに、県、町、防災関係機関相互の連携体制、災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、県、町は指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を図る。

第2 災害対策本部体制の整備

1 趣旨

町は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図る。

また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

2 初動（警戒）体制の整備

(1) 動員計画の策定

町は、あらかじめ職員のうちから対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。

(2) 非常参集体制の整備

ア 町は、参集基準及び参集対象者を明確化し、実情に応じ、職員の安全確保に十分に配慮しつつ、職員の非常参集体制の整備を図る。

イ 連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討する。

ウ 交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

(3) 当直員等による体制の整備

勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、状況に応じて当直員等による24時間体制で対応する。

(4) 応急活動マニュアル等の整備

町は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(5) 防災関係機関との連絡体制の整備

災害対策本部に意見の聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

3 登庁までの協議体制の整備

町は、勤務時間外に大規模な風水害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能なように幹部職員の連絡体制を確立する。

4 災害対策本部室等の整備

町は、以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行う。

- (1) 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備、本部室の設営体制の整備
- (2) 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び浸水等に対する安全の確保
- (3) 電話の余裕回線の確保のほか、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等多様な通信手段の整備
- (4) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制
- (5) 応急対策用地図

第3 防災中枢機能等の確保・充実

1 趣旨

町災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。また町は緊急輸送のための拠点整備を行う。

さらに、町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

2 防災中枢機能の整備

防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備に当たっては、施設等の整備に加え、浸水・波浪災害に伴う停電対策を施すとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員用の食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等非常用通信手段の確保を図る。

町の災害対策の中枢施設の非常用電源設備については、3日間（72時間）以上の発電が可能な燃料等の備蓄を行い、平常時から点検、整備に努める。

3 防災輸送拠点の整備

県は、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、令和5年3月改訂）により、緊急輸送のための防災拠点を整備する。

第4 広域応援協力体制の整備

1 趣旨

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より体制を整備しておく。

2 市町村・消防本部間の相互協力体制の整備

町は、平常時から相互応援協定に基づく消防相互応援体制の整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

また、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。

- ・災害時の相互応援に関する協定書（平成8年2月1締結）

3 町と自衛隊との連携体制の整備

(1) 町と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。

(2) 町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

(3) 町は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。

(4) 町は、円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備を整える。

4 防災関係機関の連携体制の整備

(1) 共通

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、町及び防災関係機関は機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。県、市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、町及び県等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資器材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

町、国及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(2) 警察

警察本部は、警察災害派遣隊の運用に関し、平素から警察庁及び中国四国管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時等において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

また、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊については、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図る。

(3) 消防機関

消防機関は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(4) 建設業協会

建設業協会は、国、県、町との協定等を整備し、水防、土砂災害対策等の災害応急対策の支援体制の整備に努める。

(5) 日本赤十字社島根県支部

日本赤十字社島根県支部は、県と締結している「災害救助に基づく救助業務委託契約書」を踏まえ、医療、助産、死体の処理等の災害救助活動の支援体制の整備に努める。

(6) 国土交通省中国地方整備局

国土交通省中国地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図る。

(7) 運送事業者である公共機関

ア 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県、市町村等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。

イ 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。

5 応援計画及び受援計画の整備

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等について必要な準備を整える。

県、町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

(1) 町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な手順を整えておく。

(2) 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

第5 災害救助法等の運用体制の整備

1 趣旨

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、県、町の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から運用体制を整備しておく。

2 災害救助法等の運用への習熟

(1) 災害救助法運用要領への習熟

町及び県は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 災害救助実務研修会等

町の担当者は県等が実施する、災害発生時における災害救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するための災害救助法実務研修会等により、その内容に充分習熟しておく。

(3) 必要資料の整備

町及び県は、「災害救助の実務」（厚生労働省社会局施設課監修）、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料の整備に努める。

3 運用マニュアルの整備

町は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

4 意思決定の支援体制の整備

県は、災害時に町の災害救助法の運用を支援するための体制を整備する。

5 災害救助基金の確保

県は災害救助法第23条の規定により、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、以下の方法により災害救助基金を積立てる。

(1) 基金の積立額

当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の5/1000に相当する額以上とする。

災害救助基金から生じる収入はすべて災害救助基金に繰り入れる。

(2) 基金運用の方法

ア 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

イ 国債証券、地方債証券、勸業債券その他確実な債券の応募又は買入れ

ウ 救助法第4条第1項に規定する被服、寝具等給与品の事前購入

第6 複合災害体制の整備

(1) 複合災害の発生可能性を認識し、地域防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意

しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

- (3) 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第7 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (2) 町は、県等が実施する、住家被害の調査の担当者のための研修等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

第7節 情報管理体制の整備

第1 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。県、町及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・共有するとともに町民に提供するため、ソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

第2 情報通信設備の整備

1 防災行政無線

(1) 県

特に県内地方機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を結ぶ無線網で、災害情報の通信にはこの防災行政無線を用いる。

なお、通信の輻輳により通信の確保が困難となる場合は、通信回線の統制、強制切断等の通信統制を行う。

(2) 町

町は、町民に対する災害時における情報を迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、防災行政デジタル無線等の町内全域への拡充を推進する。

(3) 雲南消防本部

平成28年5月のデジタル化移行期限を踏まえ、雲南消防本部管内における消防救急無線デジタル化整備計画に基づき整備する。

2 非常通信

町は、通信事業者一般回線や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、中国地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の有線・無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

3 地域衛星通信ネットワークシステム

(一財)自治体衛星通信機構が通信衛星を利用して提供する通信サービスを用いて、国、都道府県、市町村及び防災関係機関相互を結ぶ通信網で、消防防災無線及び都道府県防災行政無線等の機能を補完するとともに、地上系と衛星系による伝送路の2重化を図り、音声やファクシミリ電送機能、映像受信機能を有する。

4 一斉指令システム

県一斉指令システムは、県防災行政無線及び地域衛星通信ネットワークの通信網を利用したシステムであり、県から気象情報や防災事項等を一斉同報で配信し、県、地方機関、市町村、消防本部、放送機関等は受令システムで受信する。

第3 気象等観測・伝達体制の整備

1 気象観測施設の整備

(1) 気象レーダーの整備と伝送

本県における冬期の西高東低の気圧配置による強い季節風と大雪、梅雨期における局地的集中

豪雨、また台風期における暴風雨等の被害は、地形の影響に起因することが多く、これらの異常気象に対処するためには、日本海や本土におけるきめ細かい気象状況の把握が必要である。このため、気象庁は、昭和41年6月、三坂山に気象レーダーを設置、同61年4月気象レーダーにレーダーエコーデジタル化装置を設置し、その後、平成20年1月にレーダー装置をドップラー化して、データの高速度処理を行う等防災上大きな役割を果たしている。

令和5年6月1日から二重偏波気象レーダーに更新し、雨の強さや雨雲の動きを従来よりも正確に観測できるようになった。

(2) 地域気象観測システムの整備

本県は東西に長く、南北に短く、また山地が多い複雑な地形であり、かつ崩壊しやすい地質からなるため、地理的に極めて災害の発生しやすいところとされている。

気象庁は地域気象観測システムにより、降水量、風向・風速、気温、湿度、日照時間※、積雪の各データの観測・収集を自動的に行い、気象災害の防止・軽減に重要な役割を果たしている。県内には、気象官署（特別地域観測所を含む）3か所、四要素観測所13か所、三要素観測所3か所、雨量観測所8か所、積雪観測所7か所を運用している。

※四要素観測所では、令和3年3月2日から、気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布（日照時間）」から得る推計値を提供。

2 予報及び警報等伝達体制の整備

(1) 関係機関は、気象予報及び警報等、水防警報、火災警報等が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう、予報及び警報等取扱責任者を定めるとともに伝達体制の整備を図る。

(2) 町は、相互に協力し、災害に関する予報及び警報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定（災害対策基本法第57条）を締結し、その円滑化を期する。

第4 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

1 基本的事項

災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、県、市町村、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

2 情報通信設備の整備

(1) 情報収集伝達機器の整備等

町及び県は、災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器について、整備場所・設備等の整備計画を策定し整備を行い、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。

(2) 情報収集・連絡要員の指定

県は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先について、その把握に努める。県及び消防本部は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、災害現場で情報の収集・連絡に当たる担当員をあらかじめ選任する。

第5 島根県総合防災情報システムの運用

1 島根県総合防災情報システムの全体構成

島根県総合防災情報システムは、以下のサブシステムから構成されており、県内各種観測情報や災害情報を収集し、市町村及び関係機関へ的確に伝達できるようになっている。本システムを運用することにより、大規模災害が発生した際の災害情報の共有を図り、災害の規模の迅速な把握及び的確な情報提供が可能となっている。

(1) 災害情報共有システム

各種気象・水象・地象・国民保護・武力攻撃情報等を防災関係機関にWeb画面にて情報伝達し、防災端末においては音声及びポップアップにより重要情報を一斉に通知する。

また、被害状況等の入力や掲示機能による資料掲載により、関係機関の間で情報の共有を迅速に行う。

(2) 防災業務支援システム

備蓄物資情報の管理業務などを支援する。

(3) 情報提供システム

登録制メール、緊急速報メール、ホームページにより県民及び職員に防災情報を提供する。

(4) 防災情報交換基盤

一般財団法人が運営するLアラートに災害情報共有システムで収集した被害状況や避難情報等を連携させ、メディアを通じて県民に情報提供を行う。

また、水防情報システムや土砂災害予警報システム等の関係システムとのデータ交換を行い、他のサブシステムとのデータ連携を行う。

(5) 運用支援・管理システム

システム研修、データ管理、マニュアル管理、設備管理、監視等を行う。操作訓練・研修できる環境を設け、システム操作の習熟を図る。

第8節 広報体制の整備

第1 基本的な考え方

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、町民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や一般市民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

第2 町民への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 町は、被災者への情報伝達手段として、特に防災行政デジタル無線の拡充を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。
なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区は、外部との通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器について非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。
- (2) ケーブルテレビ事業者は、ケーブルテレビの特性を活かした災害情報の広報等について検討し、災害広報体制の整備を図る。
- (3) 町は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。
- (4) 広報の実施に当たって、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。
- (5) 町及び県は、子供や高齢者等では効果的な周知方法が異なることから、世代ごとにわかりやすく情報が伝わるよう、それぞれのニーズに応じた手段を用いて情報発信に努める
- (6) 町は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、特別警報及び警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (7) 町及び県は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (8) 町及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第3 報道機関との連携体制の整備

町、県及び各防災機関は、災害時の広報について協定の締結を促進するほか、これら協定にもとづく放送要請の具体的な手続きの方法等について、年1回程度打ち合わせ会議を開催し、事前の申し合わせを行うなど、報道機関との連携体制を構築しておく。

第4 災害用伝言サービス活用体制の整備

一定規模の災害にともない被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、町民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、町は、平常時から広報誌やホームページなど、各々が保有する広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、町及び県は関係機関と協議するなど検討しておく。

第9節 避難予防対策

第1 基本的な考え方

1 趣旨

風水害等の災害時には、河川出水、土砂災害等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。町はこのような事態に備えて、あらかじめ避難計画を定めるとともに、町は、災害時に住民等が安全・的確に避難行動や避難活動を行いうるよう、平常時から必要な体制を整備しておく必要がある。

また、町は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

なお、町、県及び防災関係機関は、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得ることに努める。

2 留意点

(1) 警戒レベルによる防災情報の提供

県、町及び防災関係機関は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を行うとともに、住民の自発的な避難判断等を促すよう努める。

(2) 避難指示等の具体的基準の策定

町は、安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令・伝達に関し、河川管理者、水防管理者、県、气象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

(3) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置の周知徹底

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(4) 住民、行政及び防災関係機関の連携

町は、避難計画の策定に当たって、住民、行政及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、指定避難所及び避難路は、日頃から標識等により分かりやすく標示し、防災訓練の実施、防災マップの配布やインターネットなど複数の手段を用い、住民に周知徹底を図るための措置を講ずる。

(5) 駅、ショッピングセンター等の施設の避難予防対策の推進

駅、ショッピングセンター等の不特定多数の者が出入りする施設について、災害時の混乱を防止し、的確な避難誘導等を行うため、事業所と行政が連携した避難予防対策を進める必要がある。

(6) 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられる。そのため、日頃から懐中電灯、非常灯及

び自家発電設備の整備等の照明対策を進めておくとともに、そのような状況に備えた訓練及び普及啓発が必要である。

(7) 避難の受入れ及び情報提供活動

県は、救助の万全を期すため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。

町及び県は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など被災者支援の仕組みの整備に努める。

(8) 大規模広域災害への備え

大規模災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、町及び県は他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(9) 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等の被災への備え

県が設置する保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。

また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

これらのことが円滑に行われるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

(10) 実践的な避難訓練の実施

町は、土砂災害について、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

第2 避難指示等の基準の策定

町は、気象等の特別警報、警報、土砂災害警戒情報及び避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

1 避難指示等の種類

町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令等の判断基準（具体的な考え方）を地域防災計画に定めるとともに、その意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図り、警戒レベルを用いて伝達する。

また、気象等の特別警報、警報、土砂災害警戒情報及び避難指示等を住民に周知し、迅速・的確

な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について準備しておく。

避難指示等一覧

警戒レベル	住 民 等 が と る べ き 行 動	行動を住民等に促す情報
警戒レベル5 (町が発令)	- 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 - ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (注1)
警戒レベル4 (町が発令)	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3 (町が発令)	- 高齢者等(注2)は危険な場所から避難する必要がある。 - 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難
警戒レベル2 (気象庁が発表)	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 (警報に切り替える可能性に言及されていないもの)
警戒レベル1 (気象庁が発表)	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)

突発的な災害の場合、町長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

注1 災害が発生・切迫している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないことから、本情報は町長から必ず発令される情報ではない。

注2 高齢者等の「等」には、障がいのある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。

2 「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の作成

町は、適切な避難指示、避難指示等を行うため、下記に示す事項について検討し、避難すべき区域や具体的な判断基準などを記載した「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

(1) 対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所

○水害

- ・住民が避難行動を取る必要のある河川と区間を特定
- ・対象とする河川の特性を把握

○土砂災害

- ・土砂災害の発生するおそれのある箇所を特定
- ・土砂災害の発生しやすい気象条件を把握

(2) 避難すべき区域

- ・避難が必要な区域を特定
- ・当該区域での災害の様相や、避難指示等の判断に係る特性を把握

(3) 避難指示等の発令の判断基準・考え方

- ・避難指示等（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）の意味合いと、住民に求める行動を確認
- ・住民が避難先へ避難するために必要な時間を把握
- ・避難すべき区域毎に、避難指示、高齢者等避難の発令基準（考え方）を策定
- ・「緊急安全確保」を講ずべき状況の基準（考え方）を策定

(4) 避難指示等の伝達方法

- ・伝達文の内容の設定
- ・伝達手段及び伝達先の設定

(5) 参考とすべき情報

- ・過去の災害記録（浸水実績、土砂災害記録等）
- ・土砂災害警戒区域図
- ・河川の特徴に関する情報（堤防の整備状況、流下能力図、排水機場・水門の状況等）
- ・災害時に入手できる実況情報（水位情報、雨量情報等）
- ・避難指示等に参考とすべき情報（気象等の特別警報、警報、注意報、土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）、記録的短時間大雨情報、記録的な大雨に関する気象情報、顕著な大雨に関する気象情報等）
- ・情報伝達手段の整備状況（防災行政無線、携帯電話、インターネット、放送機関との協定等）

3 防災マップ等の作成

町は、発災時に住民等が円滑に避難を行うため、住民等と一体となり防災マップ等を作成し、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難経路、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、避難情報の入手・伝達方法等の災害に関する情報、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を住民に周知するとともに、災害からの避難に対する住民等の理解を図るよう努める。

防災マップ等の作成に当たってバリアフリー化が必要な避難経路等が確認された場合は所要の措置を講じる。

4 避難指示等に係る助言

- (1) 町長は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に対し、避難指示又は避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求める。
- (2) 町は、避難指示又は指示を行う際に、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第3 避難体制の整備

1 避難計画の策定

(1) 町の避難計画

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、地域自主組織、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。

なお、指定避難所（被災者収容施設）の運営に当たっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

ア 避難指示等の判断・伝達マニュアルで定めた避難指示等の発令基準及び伝達方法

イ ハザードマップによる土砂災害警戒区域等

ウ 避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ 避難先への経路及び誘導方法

オ 指定避難所（被災者収容施設）開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア） 給水措置

（イ） 給食措置

（ウ） 毛布、寝具等の支給

（エ） 衣料、生活必需品の支給

（オ） 負傷者に対する応急救護

（カ） 要配慮者の救護

カ 指定避難所の管理に関する事項

（ア） 指定避難所の秩序保持

（イ） 収容者に対する災害情報の伝達

（ウ） 収容者に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ） 収容者に対する各種相談業務

（オ） 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配慮、要配慮者への配慮、生活環境の確保

（カ） 運営責任者の事前選任

（キ） 役割分担の明確化

キ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項

（ア） 指定避難所（避難者収容施設）

（イ） 給水施設

（ウ） 情報伝達施設

ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

（ア） 平常時における広報

・ 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行

・ 住民に対する巡回指導

・ 防災訓練等

（イ） 災害時における広報

・ 広報車による周知

・ 避難誘導員による現地広報

・ 住民組織を通じた広報

ケ 避難行動要支援者等の避難支援に関する事項（本章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」参照）

（ア） 避難行動要支援者等への情報伝達方法

（イ） 避難行動要支援者ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項

（ウ） 避難行動要支援者の支援における町、避難支援等関係者の役割分担

(2) 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする駅、ショッピングセンターなどの都市施設等、防災上重要な施設の管理者は、町の作成する避難計画を踏まえ、以下に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。町は、防災上重要な施設の管理者の避難計画を作成するよう要請する。

ア 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。

イ 社会福祉施設等

高齢者、障がい者及び児童福祉施設等は、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

ウ 不特定多数の者が出入りする施設等

駅、ショッピングセンターなど不特定多数の者が出入りする施設等は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、指定緊急避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等に留意する。

(3) 学校等の防災計画等

町は、所管する学校等が風水害の際にとるべき行動を防災計画に明記するよう指導するとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進する。

学校等は、臨時休校や終業時刻の繰上げによる下校措置に備え、臨時休校を乳幼児、児童及び生徒（以下児童等）に連絡するための方法、児童等を安全に下校させるために必要な措置などについて、教育委員会と連携して整備するとともに、保護者の理解を得ておくことが必要である。

多数の児童等を学校から避難させる場合も想定し、避難先、避難経路、誘導方法などを防災計画に明記しておく。

ア 臨時休校・下校措置に備えた体制整備

(ア) 家庭訪問、児童カードなどを利用して児童等の通学路を確認し、土砂災害が発生しやすい箇所や、大雨により氾濫が予想される用水路・小河川の把握に努め、状況に応じた通学路の変更などの指示ができるようにしておく。

(イ) 臨時休校・下校措置の決定に当たり、隣接の学校、所轄の教育委員会との連絡のとり方を明確にしておく。

(ウ) 臨時休校・下校措置をとることを地域、保護者に連絡する方法を明確にしておく。

(エ) 災害時の学校の対応について、学校の広報紙、PTA総会などを利用して保護者に理解を得ておく。

イ 学校周辺の危険箇所の把握

大雨により、浸水又は土砂崩れが発生する可能性がある学校の敷地内及び学校周辺の危険箇所を把握しておき、大雨の際、すみやかに確認を行い、対策が講じられるようにする。

ウ 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

町は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(4) 様々な主体が実施する状況把握の取組の調整

町及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

(5) 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援

町及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、町及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

2 避難誘導体制の整備

(1) 避難計画の習熟と訓練

町は、避難計画及び本編第2章第8節「避難活動」に示す活動方法・内容等に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化

町長による避難指示等が、迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施基準を明確化し、地域防災計画、避難計画等において実施要領を定めておく。

また、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行い、避難指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

(3) 避難者の誘導体制の整備

町は、避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導ができるようにしておく。特に、要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難先への避難経路を指定しておき、住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ 状況に応じて誘導員の配置や、車両による移送などの方法を講じておく。

エ 町は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(4) 自主避難体制の整備

町は、土砂災害などの前兆現象が出現した場合等の住民の自主避難について、住民に対し、広報紙のほか、あらゆる機会を通じてその指導に努める。

また、住民は、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じた場合、土砂災害などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう心掛ける。

(5) 避難指示等の伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第8節「広報体制の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

- ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- エ 広報車による呼びかけにより伝達する。
- オ テレビ、ラジオ、有線放送、電話等の利用により伝達する。
- カ 携帯端末による緊急速報メールサービスにより伝達する。

町長は、町の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、危険地域の住民に周知徹底を図る。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区は、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器について非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の構築

町は、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制を構築する。

ア 避難指示等の伝達体制の確立

町長は、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

イ 避難行動要支援者避難誘導體制の構築

町長は、避難行動要支援者が避難するに当たって、地域防災計画に定めた避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

第4 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

(1) 指定緊急避難場所の指定

町長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

ア あらかじめ管理者の同意を得ておく。

イ 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等とする。

ウ 安全区域外に立地する場合、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

(2) 指定避難所の指定及び整備

ア 指定避難所の指定

町は、法令に基づく指定避難所について、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要な数、規模の施設等を指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。

- (ア) あらかじめ管理者の同意を得ておく。
- (イ) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設。
- (ウ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。
- (エ) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。
- (オ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (カ) 学校を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- (キ) 指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

イ 指定避難所の整備

町は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設利用計画を作成するよう努める。

また、必要に応じ給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。感染症対策について、新型インフルエンザ等感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・無線LAN・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

なお、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

ウ 指定避難所における備蓄等の推進

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

なお、町は、指定避難所である学校等の建築物に、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

エ 指定避難所の管理者等との調整

町及び各指定避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

(3) 要配慮者の特性にあわせた避難所の指定・整備

町は、指定避難所の設定に当たり地域の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮するとともに、一般の指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

なお、指定避難所においては、要配慮者の介護等に必要な設備や備品についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な指定避難所の確保に配慮する。

2 避難先区分けの実施

町は、次の事項を勘案して避難先の区分けを実施し住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

- (1) 避難先の区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
- (2) 避難先の区分けに当たっては、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
- (3) 避難人口は、夜間人口によるが、避難先の収容力に余裕をもたせておく。

3 避難路の選定と確保

町職員、警察官及び消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努める。

(1) 避難路の選定と確保

町は、市街地の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮する。

- ア 避難路は、おおむね5 m以上の幅員を有するもの。
- イ 避難路は、相互に交差しないもの。
- ウ 避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。
- エ 避難路沿いには、火災や爆発などの危険性がある工場がないよう配慮する。
- オ 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- カ 避難路については、複数の経路を選定しておく。

(2) 避難先及び周辺道路の交通規制

災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため警察は次により避難先及びその周辺道路において、駐車禁止や通行止等の必要な交通規制を実施する。

4 避難先の住民への周知

町は、避難先、避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

なお、周知に当たっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」*や外国語による多言語表記に努める。

- (1) 町の広報紙等
- (2) 案内板等の設置
 - ア 誘導標識
 - イ 避難先案内図
 - ウ 避難先表示板
- (3) 防災訓練
- (4) 防災啓発パンフレットの作成、配布

(5) 防災マップ等の作成、配布

(注)

＊ やさしい日本語：日常使われている日本語を、より簡単な言葉や、漢字にふりがなを振る等して、外国人や子ども、高齢者などにも分かりやすく言い換え（書き換え）をした日本語

5 避難誘導標識の整備及び住民への周知

町は、避難先への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難先の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、度の災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

なお、避難誘導標識の整備に当たっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

6 社会福祉施設等における対策

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、県内、近隣都道府県内における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定を締結するよう指導に努め、あわせて、その内容を県に登録するよう要請する。

また、介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

第5 応急仮設住宅等の確保体制の整備

町及び県は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるような体制を整備する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。その際、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

このほか、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の手配等について、あらかじめ決めておく。

第10節 救急・救助体制の整備

第1 基本的な考え方

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の危険性があり、多数の救急・救助事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第2 救急・救助体制の整備

1 関係機関等による救急、救助体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救急、救助体制の整備に努める。

(1) 町、消防本部の救急、救助体制の整備

ア 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ 町は、町内で予想される災害のうち、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておくとともに、情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図る。

また、土砂崩れ等で孤立が予想される地域は、事前に、関係機関と当該地域における救出方法や町との間の情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互連絡体制等について、十分に検討しておく。

ウ 救急救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の定着を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 土砂崩れ等による生き埋め等からの救急・救助事象に対応するとともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

キ 災害発生後急性期（おおむね3日程度）における救助活動について、災害派遣医療チーム（DMAT）や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

(2) 警察の救急・救助体制の整備

ア 警察本部及び各警察署警備部隊の編成計画の整備に努める。

イ 警察用航空機、車両等警察が保有する装備資機材の整備、充実に努める。

ウ 町や関係機関等と、日頃から、相互連絡体制等について十分に検討しておく。

(3) 消防団の救急・救助体制の整備

消防団は、日頃から、地域の避難行動要支援者等の把握を行うとともに、救急・救助の訓練や救急・救助用資機材の整備・点検に努める。

(4) 自衛隊の救急・救助体制の整備

自衛隊は、日頃から町や関係機関等との相互連絡体制等について十分に検討する。

2 住民、自主防災組織等の救急、救助への協力

災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動への参加協力が必要になる。このため、住民、自主防災組織等は、日頃から、必要な体制を検討しておくとともに、県や町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。町は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

町及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

県は、町及び消防機関が行うこれらの活動等を支援する。

4 災害救援ボランティア組織との連携

町や関係機関と日頃から相互連絡体制等について十分検討するとともに、県や町が実施する防災訓練等において相互の連携を図る。

第3 救急・救助用資機材等の整備

救助・救急機関は、救助用資機材の整備を推進する。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

1 救急用装備・資機材等の整備方針

(1) 町及び県、消防本部

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

- ・車両
救急車、高規格救急車（スーパーアンビュランス）
- ・救急資機材
高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材、トリアージ・タッグ*

(注)

* トリアージ・タッグ：多数の傷病者が発生する医療救護現場において、傷病の程度に応じて優先的に搬送し治療を受けさせる者を選別するために使用する用具

(2) 警察、自衛隊

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用資機材や搬送に使用する車等の整備・点検に努める。

2 救助用装備・資機材等の整備方針

(1) 町及び県、消防本部

ア 土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、各消防署、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を次のとおり図る。

(ア) 消防署等

- ・高度救助用資機材（ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機）、熱画像直視装置
- ・救助用ユニット
画像探索装置、油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機（鉄筋カッター）

- ・消防隊員用救助用資機材

大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第4条別表による。削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）

(イ) 消防団

- ・消防団員用救助用資機材

大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第4条別表による。削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）

- ・担架（毛布・枕を含む）

- ・救急カバン

(ウ) 自主防災組織

- ・担架（毛布・枕を含む）

- ・救急カバン

- ・簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップほか）

- ・防災資機材倉庫等

イ 災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

(2) 警察

ア 県下警察署の各地域の中心となる警察署に、最小限度必要と認められる救助用資機材を集中的に配置して、活用するように努める。

- ・救助用資機材

（例）救命ボート、エンジンカッター、ボルトクリッパー、大型バール、チェーンソー、車両移動器具、削岩機、投光機、大型ハンマー

イ 道路等の障害物の除去や、がけ崩れ現場、倒壊家屋等からの救出・救助に強力な力を発揮する災害活動用車両の整備を図る。

- ・災害活動用車両

（例）災害用強力投光車、クレーンレッカー車、多目的災害活動車、災害用レッカー車、災害用ショベル車、給水車、クレーン付ダンプ車

(3) 自衛隊

災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、救助用資機材や車両等の整備・点検に努める。

第11節 医療体制の整備

第1 基本的な考え方

災害発生時において、県、町、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。

第2 情報収集管理体制の整備

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。県、町、医療関係機関及び防災関係機関が迅速かつ的確に医療救護対策を実施するためには、多くの災害情報の中から医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

第3 医療救護体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース及び医療救護班等が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、すべての医療救護活動を統制可能な体制の整備を図る。

また、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。

第4 防災訓練

災害発生時において、県、町医療関係機関及び防災関係機関等は、地域防災計画及びそれに基づき各機関が作成するマニュアルの定めるところにより医療救護活動を実施することとなるが、これらの医療救護を円滑に行うために、平常時から県、町、医療関係機関及び防災関係機関が協力し、各種訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

第12節 交通確保・規制体制の整備

第1 基本的な考え方

風水害時には、道路、橋梁、アンダーパス等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送、必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急通行路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

また、道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示版等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

第2 交通規制の実施責任者

1 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は、以下のとおりである。

区 分	実 施 責 任 者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道 及び県道) 町長 (町道) 西日本高速道路株式会社 (西日本高速道路株式会 社が管理する道路)	(道路法第46条) 1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険 であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められ る場合
公安委員会 ・警察機関	公安委員会 警察署長 高速道路交通警察隊長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 本県又はこれに隣接し、若しくは近接する県の地域 に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしてい る場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われ るようにするため緊急の必要があると認められる とき (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と 円滑を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路 において交通の危険が生ずるおそれがある場合

第3 交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制は、以下の方針により整備する。

区 分	整 備 方 針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁、アンダーパス等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。 また、警察等関係機関と連携を図るとともに、道路情報を迅速に伝達できる体制を整備する。
公安委員会 ・警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するために以下の項目について整備に努める。 ア 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、又は、防災訓練のための交通規制計画を策定する。 イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、ヘリコプター、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う体制の整備に努める。 ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関等との連携を日頃から図っておく。 エ 警備業協会等との協定 規制要員は、警察官を中心に編成するものとするが、災害時の混乱期には警察官が不足することが予想される。 その場合、警備業協会や日本自動車連盟中国本部島根支部（J A F）の協力を得られるよう、協定に基づき日頃から連携を図っておく。 オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。 カ 道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

第4 緊急通行車両の確認の申出及び規制除外車両の事前届出

1 緊急通行車両の確認申出

知事又は公安委員会が行う災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく確認の対象となる車両は、同施行令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されている。

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両は、緊急通行車両であることの確認をする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 規制除外車両の事前届出

(1) 事前届出の対象とする車両

規制除外車両として事前届出の対象となる車両は、緊急通行車両以外の車両であって、次のいずれかに該当する。

- ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、警察本部交通規制課又は各警察署を経由して県公安委員会に対し、「規制除外車両事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を示して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して規制除外車両証明書が円滑に交付されることから、事前届出を積極的に行う。

(3) 届出済証の交付と確認

ア 審査

県公安委員会は、規制除外車両に該当するかどうかの審査を行い、該当すると認められるものについては、「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。届出済証は、附属資料の様式を参照。

イ 届出済証の交付を受けた車両の確認

届出済証の交付を受けた車両は、県防災危機管理課、支庁県民局・各県土整備事務所、警察本部交通規制課、各警察署、又は交通検問所に当該届出済証を提出して、規制除外車両である旨の確認を受けることができる。制除外車両事前届出済証の確認の後、規制除外車両確認申出書の提出を受けたうえで災害対策基本法施行規則別記様式第4の「標章」及び様式第4の「規制除外車両確認証明書」を交付する。

「標章」及び「規制除外車両確認証明書」は、第2編第2章第12節「交通確保、規制」参照。

ウ 手続き

県公安委員会は、確認手続きの具体的な運用は、県防災危機管理課と所要の調整を図っておく。

第13節 輸送体制の整備

第1 基本的な考え方

風水害にあつては、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

第2 輸送体制の整備方針

1 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を作成する。

2 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、町及び県をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

- (1) 輸送業者等と緊急輸送に係る協力協定の締結を図る。
- (2) 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。
- (3) 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点の運送事業者等を主体とした業務の実施を図るため、協定に基づき公益社団法人島根県トラック協会へ物資輸送に併せ、物流専門家等の派遣を要請する。また、物資の輸送拠点として運送事業者の施設を活用するための体制整備を図る。
- (4) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。
- (5) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けられることについて、周知及び普及を図る。

第3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する以下の輸送手段を確保しておく。

ア 自動車による輸送

- (ア) 災害応急対策実施機関所有の車両等

- (イ) 公共団体等の車両等
- (ウ) 貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等
- (エ) その他の民間の車両等
- (オ) 石油燃料の輸送車両等
- イ 鉄道による輸送

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互は、災害時の迅速かつ確かな輸送手段の確保を図るため、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

平常時から関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）は、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

2 輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、以下のとおり指定しておく。

なお、県、町及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、輸送施設及び輸送拠点は、災害時の安全性を配慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

ア 緊急輸送道路の指定

（指定箇所については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」参照。）

イ 港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定

（指定箇所については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」参照。）

(2) 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、以下のとおり指定しておく。なお、県、町及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、集積拠点は、災害時の安全性を配慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

ア 救援物資等の備蓄・集積拠点

（指定箇所については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」参照。）

イ トラックターミナル等の指定

ウ 卸売市場等の指定

(3) 集積拠点の運営

町では、集積拠点において、物資の集荷・仕分け・管理・配送等民間事業者のノウハウを活用し、物流の円滑化を図るため、協定に基づき公益社団法人島根県トラック協会へ物資輸送にあわせ、物流専門家等の派遣を要請する。

第4 緊急輸送道路啓開体制の整備

1 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開（道路上の土砂、流木等を除去し、交通確保を図ること）を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り選定基準を設け、あらかじめ定めておく。

2 道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業を実施できるよう、効率的な道路啓開体制の整備を図る。

3 道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、必要に応じて、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

4 関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第14節 防災施設、装備等の整備

第1 基本的な考え方

災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点施設となる広域防災拠点が効果的に活用できるよう体制の充実強化を図るとともに、町内に災害用臨時ヘリポートを整備する。また、町は、各種防災装備・資機材等を整備する。

第2 災害用臨時ヘリポートの整備

1 趣旨

町は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

2 臨時ヘリポートの選定

町は、県、消防本部と協議のうえ、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場等から選定しておく。

なお、孤立可能性のある地区は、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努める。

3 県への報告

町は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) 臨時ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

4 臨時ヘリポートの管理

町は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配意しなければならない。

第3 防災装備等の整備・充実

1 趣旨

防災関係機関は、応急対策実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。保有装備等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

県、町（消防機関）が災害時の地域における防災拠点施設を整備するに当たっては、施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

2 各種防災装備等の整備

- (1) ヘリコプター
- (2) 警備用船艇、ゴムボート
- (3) 特殊車両
- (4) その他（可搬式標識・標示板等交通確保、規制対策用資機材等）

3 保有防災装備等の点検

(1) 点検に際して留意すべき事項

ア 機械類

- (ア) 不良箇所の有無
- (イ) 機能試験の実施
- (ウ) その他

イ 物資、資機材等

- (ア) 種類、規格と数量の確認
- (イ) 不良品の有無
- (ウ) 薬剤等効能の確認
- (エ) その他

(2) 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録しておくとともに、物資・資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理等により整備しておく。

4 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第15節 食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

第1 基本的な考え方

風水害時の町民の生活を確保するため、食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等の備蓄、調達、輸送体制の整備を推進する。

第2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

災害時の食料給与の対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ 品目

避難者のための食料としては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水（ペットボトル）等の調理不要の品目が望ましい。

それ以降は、炊き出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、合わせて食塩、味噌、醤油等の調味料とし、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。また、乳児食は、調整粉乳とし、哺乳ビンも併せ確保・調達する。

これら品目の調達にあたっては、要配慮者に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点や、アレルギー対応等にも十分配慮する。

なお、備蓄は乾パン、アルファ米、即席粥、缶詰、乳児食（粉ミルク、調整粉乳）等調理不要で保存期間の長い品目とする。

ウ 食料の調達、給与は町長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事が行う。

(2) 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

町は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画として策定する。

2 食料及び給食用資機材の備蓄

(1) 町は、1(2)の食料の備蓄並びに調達計画に基づき、短期的避難所生活者等を対象とする食料及び給食用資機材の備蓄を行う。

(2) 民間事業所は、町及び県からの要請に基づき、昼間人口の多い地域における事業所勤務者のための食料備蓄体制及び休日における近隣住民への給与体制の整備を推進しておく。

3 食料及び給食用資機材の調達体制の整備

町は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県の協力を得て食料の調達を行う。

4 食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

町は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、食料等の輸送体制の整備方法について輸送業者と十分協議しておく。

5 食料及び給食用資機材の集積地の指定

町は、集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく。

第3 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

給水対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ 品目

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者のための飲料水及び給水用資器材を確保する。

(2) 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定

町は、被害想定に基づき、町の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定する。

2 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

- (1) 町は、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画に基づき、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資器材（給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておく。

第4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 燃料等生活必需品の給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品を喪失又は毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 品目

(ア) 寝具 (イ) 外衣 (ウ) はだ着 (エ) 身回り品 (オ) 炊事用具 (カ) 食器 (キ) 日用品（懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー） (ク) 燃料、光熱材料 (ケ) 簡易トイレ、仮設トイレ (コ) 情報機器 (サ) 要配慮者向け用品 (シ) 女性用衛生用品 (ス) 紙おむつ (セ) マスク (ソ) 作業着 (タ) 小型エンジン発電機 (チ) カセットコンロ、カートリッジボンベ (ツ) 土のう袋 (テ) ブルーシート

ウ 民間事業等への協力の要請

町及び県は、特に昼間人口の多い地域においては、事業所在勤者のための燃料等生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

町は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法並びにその他必要事項を燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画として策定する。

2 燃料等生活必需品の備蓄

町は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、避難者のための生活必需品等の備蓄及び更新を行う。

3 燃料等生活必需品の調達体制の整備

町は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議しておく。

4 燃料等生活必需品の輸送体制の整備

町は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、町が備蓄並びに調達を行う燃料等生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努める。

第5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達計画の整備

防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

1 基本事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

災害救助用物資・資機材の備蓄の対象者は、災害時に町及び県が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に、避難先において一時的に収容・保護した短期避難所生活者とする。

イ 品目

- (ア) ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋
- (イ) バール、ジャッキ、のこぎり
- (ウ) 発電器、投光器
- (エ) ハンドマイク
- (オ) 移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）
- (カ) テント、防水シート
- (キ) 懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池
- (ク) 仮設トイレ（簡易トイレ）
- (ケ) 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- (コ) 間仕切り、女性用更衣テントなどの指定避難所でのプライバシー保護に必要な資機材

(2) 防災用資機材等の備蓄計画の策定

町は、被害想定及び避難先の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等について災害救助用物資・資機材備蓄計画を策定しておく。

2 災害救助用物資・資機材の備蓄

町は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、救助用物資・資機材の備蓄を行う。

3 災害救助用物資・資機材の調達体制の整備

町は、災害時に救助用物資・資機材を調達できるよう、物資等を保有する業者と協定の締結に努める。

4 災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

町は、災害救助用物資・資機材等の抛出、仕分け、輸送に関し担当課と十分協議しておく他、災害救助用物資・資機材の輸送に関し輸送業者と協定の締結に努める。

第6 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本事項

(1) 対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う県、町及び県、町が要請した機関とする。

(2) 品目

品目は、災害用医療セット（救急箱）、ベッド兼用担架等の応急医療用資器材並びに消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等とする。大規模災害時に需要が見込まれる医薬品等については、奥出雲町地域防災計画（資料編）「災害応急対策資料」参照

2 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

(1) 町は、被害想定結果に基づく人的被害（負傷者）数及び医療関連機関における現在のストックの状況を把握の上、町が備蓄すべき医療救護資器材、医薬品の品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等の策定に努める。

(2) 災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び更新に努める。

(3) 医薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするなど自主対策の推進に努める。

3 医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

町は、医療用資器材の集積所、救護所、避難所等における輸送について担当課と協議しておく他、輸送業者と協定の締結に努める。

第16節 廃棄物等の処理体制の整備

第1 基本的な考え方

風水害時には、建物の浸水、流失等により、大量の廃棄物が発生するおそれがある。

また、トイレの使用ができないことにより、し尿処理の問題が生じる。特に、多くの被災者が生活している指定避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておく。

第2 廃棄物処理体制の整備

1 趣旨

風水害にともない大量に発生した粗大ごみや流木等の災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する体制を整備する。

2 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備

町は、本編第2章第22節「廃棄物等の処理」に示される廃棄物等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

- (1) 町は、災害廃棄物対策指針（環境省）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物等を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみ等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定しておく。
- (2) 県は、災害廃棄物対策指針（環境省）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定しておく。
- (3) 町及び県は、あらかじめ民間のごみ処理関連業者・団体を把握し、災害時において迅速に収集運搬ができるようにするとともに、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておく。
- (4) 町及び県は、災害廃棄物に関する情報や取組等をホームページにおいて公開するなど、周知に努める。

3 維持管理対策

町は、廃棄物の適正処理に影響が生じないように、普段より施設の維持管理等を十分に行う。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

4 災害廃棄物の仮置場の選定

災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。選定の基準は以下のとおりとする。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別等適正処理の対応ができること。

5 広域処理体制の確立

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

第3 し尿処理体制の整備

1 趣旨

風水害時に発生したし尿を適正に処理する体制を整備する。

2 し尿処理要領の習熟と体制の整備

町等は、本編第2章第22節「廃棄物等の処理」に示されるし尿処理活動の要領及び内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

災害時においてし尿を迅速に処理するため、災害廃棄物等と同様に、指定避難所の仮設トイレのし尿等の処理を含めた災害時の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定しておく。

また、県及び市町村等は、あらかじめ民間のし尿処理関連業者・団体を把握し、災害時において迅速に収集運搬ができるようにするとともに、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておく。

3 災害用仮設トイレの整備

町等は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業界・団体を把握し、災害時に積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておく。

4 し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場においてもそれに対応できるようにしておく。なお、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと想定しておく。

第4 応援協力体制の整備

県は、町における廃棄物処理体制への指導・助言、広域的な協力体制の確保・被害情報収集体制の確保のため、市町村等・他県・廃棄物関係団体・関係省庁との連絡調整等をスムーズに実施できる体制を整備しておく。

廃棄物の処理は町が個別に行っている事業であるため、被災地域が局所的となるような風水害に対しては、市町村等間での廃棄物等の収集運搬体制の整備、被災した処理施設の復旧作業期間における廃棄物等の処理に関する応援協力体制の整備が必要となる。

そのため、町は、災害廃棄物等の処理の応援を要請する相手方の業者、各種団体について、あらかじめその応援能力等について十分調査のうえ、応援協定の締結を図ること等により体制を整えておく。

第17節 防疫・保健衛生体制の整備

第1 基本的な考え方

風水害時の被災地域は、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

第2 防疫・保健衛生体制の整備

町及び県（保健所）における災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ、以下の体制を整備しておく。

1 県の検病調査班の編成

県（保健所）は、検病調査のための検病調査班の編成計画を作成する。

検病調査班は、各保健所1班とし、1班の編成は医師1名、保健師又は看護師1名、臨床検査技師1名、事務連絡員1名の4名を基準とする。

2 町の防疫班の編成

町は、防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。

防疫班は、町の職員及び臨時に雇用した作業員をもって編成する。

3 防疫・保健衛生活動要領の習熟

町、県及び関係機関は、本編第2章第23節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」に示す活動方法・内容に習熟する。

第3 食品衛生、監視体制の整備

風水害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。

第4 防疫用薬剤及び器具の備蓄

町及び県は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

第5 動物愛護管理体制の整備

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

第18節 消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化

第1 基本的な考え方

広域にわたり甚大な被害をもたらす風水害による被害を軽減するためには、町民自らが警戒避難活動や救出・救助などの災害防止活動に取り組む必要がある。

そこで、県、町は、消防団及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

第2 消防団の育成強化

1 基本方針

消防団は、災害時における水防、救助、災害復旧等の第一線での活動や平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等地域社会の中で重要な役割を果たしている。

このため、消防団を地域防災の中核団体と位置づけ、育成強化を促進する。

2 現状及び今後の取り組み

近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動にも影響を及ぼしており、過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化により、団員数の減少、団員の高齢化に伴う消防力の低下、団員のサラリーマン化に伴う昼間消防力の低下といった課題を抱えている。

今後は、町及び県において、次のような点に留意し、地域の実情に応じて、消防団の育成強化を図り地域社会における防災体制の確立を図っていく。

また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

- (1) 大規模災害等に備えた車両・資機材・拠点施設やより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。
- (2) 団員の処遇改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。
- (3) 消防団活動に対する地域住民や事業所の理解促進を図る。
- (4) 公募制の導入等、入団募集方法の検討や事業所への働きかけなどいわゆる「サラリーマン」対策を実施し青年層の入団促進を図る。
- (5) 女性消防団員活動の積極的推進を図る。

第3 水防団、水防協力団体の育成強化

町及び県は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層、女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

第4 自主防災組織の育成強化

1 地域の自主防災組織の育成強化

(1) 全体計画

ア 基本方針

風水害に際して、被害を防止し、軽減するためには、住民の自主的な防災活動が必要不可欠となる。住民自らが警戒避難を行い、被災者を救出・救護することなどで、これらの防災活動を行うときは、住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できる。

このため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

イ 自主防災組織の編成

以下の点に留意して、自主防災組織の編成を行う。

- (ア) 地域自主組織、自治会等に防災部を設置している場合等、すでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図る。
- (イ) 地域自主組織、自治会等があるが、特に防災活動を行っていない場合は、地域自主組織、自治会等活動の一環として防災訓練等防災活動を取り上げることで、自主防災体制の整備を推進する。
- (ウ) 地域自主組織、自治会等がなく、新たに自主防災組織を設ける場合においても、その地域で活動している何らかの組織の話し合いの場や防災訓練等を通じて、自主防災組織の設置を推進する。

ウ 自主防災組織の平常時の活動

(ア) コミュニティ活動

要配慮者を含めた自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識の醸成

(イ) 防災知識の普及

災害の心得、応急手当の方法、避難の方法、消防水利の所在等防災に関する正確な知識の習得

(ウ) 防災訓練

情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練の実施

(エ) 防災資機材等の備蓄等

消火用資機材、応急手当用医薬品等の整備、点検等

エ 自主防災組織の災害時の活動

(ア) 情報の収集・伝達

(イ) 出火防止、初期消火

(ウ) 避難誘導

(エ) 救出救護

(オ) 給食給水

(カ) 要配慮者の安全確保 等

オ 自主防災組織等の育成

住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、県、町、消防本部、関係団体が協力して、啓発活動を展開し防火防災意識を高め、組織化を図るとともに、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

町、消防本部は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、組織への指導、助言を行うとともに、多様な世代が参加できるような環境整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の

実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進に努める。

カ 民間防火組織の育成

日頃から火災予防に関する知識を身につけ、出火防止、初期消火方法、避難等の行動・知識を習得することは、安全な地域社会づくりに必要なことである。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人（女性）防火クラブの育成強化を図る。

(2) 現況及び短期計画

町は、引き続き各種訓練への自主防災組織の参加などを通じて、自主防災組織の育成・強化を図る。

第5 住民による地区の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行う。

(1) 地域防災計画と地区防災計画

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

(2) 地区防災計画と個別避難計画の整合性

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第19節 企業（事業所）における防災の促進

第1 基本的な考え方

企業（事業所）は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時の防災体制の整備や重要業務を継続するための取組が求められている。

町及び県は、企業（事業所）における防災組織の整備や事業継続計画（BCP）の策定などを推進する必要がある。

第2 防災体制の整備

- (1) 県は、企業（事業所）における防災組織の整備の促進を目的として、町とともに関係機関の協力体制の確立に努めるとともに、町が行う防災組織整備の支援を行う。

町は、消防法等により自衛消防組織の設置が義務づけられている企業（事業所）に対して、自衛消防組織の整備・充実を支援するとともに、地域住民の自主防災組織との連携強化を図る。また、設置が義務づけられていない企業（事業所）についても、自主的な防災組織の設置を促進する。

また、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

- (2) 企業（事業所）は、防災組織の整備や防災訓練の実施、事業所の耐震化などの防災体制の整備に努める。
- (3) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。
- (4) 浸水想定区域に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

第3 事業継続の取組の推進

- (1) 町及び県は、企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供など、企業（事業所）の事業継続に向けた取組を推進するとともに、事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる企業等の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保を推進する。また、企

業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

また、市町村、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

- (2) 企業（事業所）は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定運用するよう努めるとともに、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第4 事業者による地区の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行う。
- (2) 町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第20節 災害ボランティアの活動環境の整備

第1 基本的な考え方

大規模災害発生時には、救護活動をはじめ各種の支援活動が必要となり、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援が求められる。

災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人を「災害ボランティア」という。

町及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け付け、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から活動環境の整備を図る。また、全国各ブロックの特定の都市等と平常時から交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努める。

第2 災害ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するような被災者の生活支援を目的とする一般ボランティアの活動と専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアの活動とがある。

また、これらの災害ボランティアが活動しやすいように、ボランティアニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行うボランティア・コーディネーターの活動がある。

一般ボランティア

- (1) 災害情報・生活情報等の収集、伝達
- (2) 指定避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援
- (3) 救援物資、資器材の仕分け・配給
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入業務
- (6) 外国人被災者への情報提供、簡単な通訳（意思疎通の補助）

第3 災害ボランティアとの連携体制の整備

町は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関の協力を得て、災害時の意思の疎通を円滑にするために、災害ボランティアの情報（活動内容、規模、連絡先等）を把握し、迅速な派遣のための災害ボランティアバンクの活用に努める。

第4 災害ボランティアの育成

町及び県は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティア活動に必要な知識についての講習や訓練の実施に努めるとともに、活動上の安全の確保、災害ボランティアセンター運営のための人材育成に努める。

第5 災害ボランティアコーディネーターの育成

町は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティアコーディネーターの育成に努める。

第6 災害ボランティアの普及・啓発

町及び県は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民にも災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発に努める。

町は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第2 1 節 防災教育

第1 基本的な考え方

災害による被害を未然に防止し最小限にとどめるには、町民をはじめ各防災関係機関等が、気象に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、町及び県をはじめ各防災関係機関は、町民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、自主防災組織の取り組みや地域での声がけなど、自助・共助による防災対策の重要性について、住民の意識啓発、防災教育の推進に努める。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う町民運動の展開に努める。その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努める。

第2 町職員に対する防災教育

町等の職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

1 教育の方法

- (1) 講習会、研修会の実施
- (2) 各種防災訓練への積極的参加の促進
- (3) 職員用防災活動マニュアル（活動手引き）や啓発資料の作成・配布
- (4) 過去の災害現場の現地視察・調査の実施

2 教育内容

- (1) 気象及び風水害についての一般的知識
- (2) 防災対策の現況と課題
- (3) 地域防災計画、防災業務計画の内容
- (4) 各機関の防災体制と各自の役割分担
- (5) 職員のとるべき行動
- (6) 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用等方法等）、及び医療・救護等の技能修得
- (7) 総合防災情報システムの操作方法等
- (8) その他必要な事項

第3 町民に対する防災教育

町、県及び防災関係機関は、町民に対し、家屋の改修及び周辺危険個所の安全化、最低3日分、推奨1週間の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。この場合、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所に

いる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

1 普及の方法

(1) 社会教育事業、各種団体、地域コミュニティを通じての普及・啓発

自主防災組織、PTA、成人学級、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催、ビデオ、映画フィルムの貸出、自主的な防災マップづくりや防災資料の提供等を通じて災害に関する知識を普及啓発するとともに、交流センター等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災活動を促進し、町民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

さらに、また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信する。

(2) 広報媒体による普及

町及び県は、以下に示す多様な広報媒体により、防災知識の普及に努める。

- ア ラジオ、テレビ、CATV、ホームページ（防災に関するページの活用）等
- イ 新聞、雑誌
- ウ 広報紙やパンフレット等の印刷物
- エ 防災ビデオ
- オ 講演会・映画上映会等の開催
- カ 防災マップ

2 周知内容

(1) 町内の防災対策

町防災計画に定められているもののうち、特に住民の注意を喚起する必要がある事項

- ア 一般気象災害の一般的知識及び気象予警報の種類と内容
- イ 異常気象等の発生通報
- ウ 被害情報通報
- エ 避難方法の徹底

(2) 風水害（豪雨、台風等）に関する一般的知識と過去の災害事例

- ア 町内又は隣接市町等で、過去に発生した災害とその際の気象、被害等の実情及びその対策
- イ 大雨、強風時等気象に異常的現象が発生した場合、町民に気象観測記録を逐次発表する
- ウ 土砂災害の予兆現象

(3) 風水害に対する平素の心得

- ア 浸水・高潮及び土砂災害等周辺地域における災害危険性の把握
- イ 家屋等の点検・改修及び周辺危険個所の安全化
- ウ 家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
- エ 火災の予防
- オ 応急救護等の習得
- カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- キ 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等物資の備蓄（最低3日（奨励1週間）分）

- ク 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食、マスク、消毒液、体温計のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成にあわせて準備）
- ケ 自主防災組織の結成
- コ 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援
- サ ボランティア活動への参加
- シ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等
- ス ライフライン途絶時の対策
- セ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ソ 自動車へのこまめな満タン給油

(4) 災害時の心得

- ア 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- イ 出火防止と初期消火
- ウ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- エ 救助活動
- オ テレビ・ラジオ等による情報の収集
- カ 避難実施時に必要な措置
- キ 避難先での行動
- ク 自主防災組織の活動
- ケ 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
- コ マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な避難所の運営管理のために必要な知識等
- サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(5) 特別警報及び警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に取るべき行動、避難先での行動

第4 学校教育における防災教育

1 趣旨

学校における防災教育は安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒等（以下児童等）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして、教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

また、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。このほか、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

- (1) 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- (2) 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。
- (3) 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、風水害等災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

2 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習（探究）の時間における防災教育

体育・保健体育科、理科、社会科、生活科、家庭科などの関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制など、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高

め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする安全学習を行う。

学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に課題を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようにする安全指導を行う。

安全学習及び安全指導の基盤となる生命尊重や思いやりなどの心や態度を育てるため、道德の時間の指導との密接な関連を図る。

総合的な学習（探究）の時間において、学校の実情に応じて、教科などの発展として、防災に関する課題を設定し取り組む。

3 学校行事としての防災教育

訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造などを十分考慮し作成する。

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面の想定や、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど事前事後指導を意図的に実施する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるとともに、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場にいなくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、県、町が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。

なお、町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

4 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育

1 防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者等は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図る。

2 防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

第6 事業所における防災の推進等

事業所の防災担当者は、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員教育等を積極的に進めるとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めることが必要である。

町及び県は、事業所におけるこうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備等に取り組む。さらに、事業所職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災活動を積極的に評価する等により事業所の防災力向上の促進を図る。また、事

業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

事業所の事業形態、規模、立地条件等により必要な防災教育や事業継続計画、事業継続マネジメントの内容は異なるが、すべての事業所において従業員教育を進めるとともに、可能なところから防災体制の整備に努める。

第7 災害教訓の伝承

- (1) 国、県、町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるほか、過去に発生した災害の記録を活用した研修会を開催するなど、地域の特性を踏まえた防災教育に努める。
また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。国、県、町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第22節 防災訓練

第1 基本的な考え方

1 趣旨

風水害時には、県、町及び各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施するが、これらの応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、国の機関等と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

2 留意点

- (1) 町、県及び各防災関係機関等は、防災訓練を実施するに当たっては、地域の災害リスクに基づき、考え得るさまざまな被害を想定し、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害の被害の想定を明らかにし、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、基本法の定めるところにより、それぞれに課せられた防災上の責務、役割（基本法第4条、第5条、第6条及び第7条）に即した内容となる訓練を行う。この際、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう関係機関と連携を図るほか、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるほか、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

- (2) 救出・救護等における要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

- (3) 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた事後評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。既往豪雨・台風災害による教訓・課題を最大限に生かす必要がある。そのため、第1編第5章「災害被害想定」に示した風水害時の防災関係機関及び住民の警戒避難活動上の基本的な傾向及び課題を踏まえ、風水害時の時間経過とともに生じ得る様々な事象等に対応した効果的な防災訓練を推進する。

第2 総合防災訓練

1 県

県は、広域市町村が連携して行う防災訓練に参加し、県災害対策本部、地区災害対策本部の設置・運営訓練など県自らの訓練を実施するとともに、災害救助法の実地訓練など、市町村を包括する広域の地方公共団体として、総合調整機能確立のための訓練を実施する。

2 町（広域連携）

町は、県（各地区）、防災関係機関、住民、企業等と一体となって、初動活動の訓練や各防災機関の連携訓練など災害応急対策について実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これにより各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

3 町（単独又は隣接市町村と共同）

町は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び住民の協力を得て、総合訓練を反復して実施する。

4 防災関係機関及び町民等

陸上自衛隊、警察本部、消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自主防災組織及び町民は、総合訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努める。

第3 個別訓練

県、町及び各防災関係機関等は、総合防災訓練のほか、訓練種目を選定し、個別的な訓練を実施する。

1 予報及び警報等の伝達及び通信訓練

気象業務法、水防法、消防法に定める予報及び警報等の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに無線通信による訓練を行う。

予報及び警報等の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練も必要によりこれを実施する。

2 災害防御訓練

災害による被害の拡大を防御するための訓練は、おおむね次の通りとする。

(1) 災害対策本部設置訓練

町及び県は、災害時における応急活動体制を確立できるよう、気象・降雨状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置・設営及び運営訓練を実施する。

(2) 非常参集訓練

町及び県は、災害時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づいて非常参集訓練を実施する。

(3) 情報収集・非常通信訓練

風水害時には、浸水や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信の輻輳や途絶する事態が予想される。このような事態に対処するため、県及び市町村は、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。

(4) 消防、救急・救助訓練

消防機関は、消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。

また、県及び消防機関は、中国四国ブロックでの緊急消防援助隊合同訓練等により、緊急消防援助隊の受援体制及び応援体制の習熟を図る。

(5) 水防訓練

国、県、町ほか水防機関は、水防団及び水防協力団体と連携して、出水・台風期の警戒避難活動の万全を期すため、水防訓練による情報伝達、水防工法、避難措置等の訓練を実施する。

(6) 避難訓練

ア 学校、病院、社会福祉施設等では、災害時における避難指示等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。

また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するとともに、その結果を町長に報告する。

ウ 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

(7) 医療救護訓練

県、町、DMAT、DPAT及び医師会、日赤、薬剤師会等の医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。

(8) 図上訓練その他の訓練

県、町及び防災関係機関は、それぞれ定められた災害応急対策計画や活動マニュアルに基づき、図上訓練（シミュレーション訓練）や、防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練など、各種の訓練を実施する。

町は、定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難先を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立可能性などの情報を提供するとともに、DIG（Disaster Imagination Game 図上訓練ゲーム）の使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。

3 災害応急復旧訓練

災害の応急復旧を実施するための訓練は、おおむね次の項目について行う。

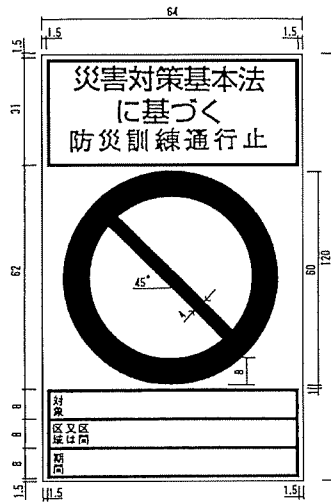
- (1) 鉄道、道路の交通確保
- (2) 復旧資材、人員の緊急輸送
- (3) 決壊堤防の応急修復
- (4) 電力、通信施設の応急修復

4 防災訓練時の交通規制

県公安委員会は、町、県が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該訓練に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における交通規制を行うことができる（災害対策基本法第48条2項）。

なお、交通規制を実施する場合は、総理府令で定める様式の標示（規制標識）を設置しなければならないが、これが困難な場合は警察官の現場の指示により交通規制を行わなければならない（規制の標識の様式は別記の通り）。

災対法施行規則別記様式第2（第5条関係）



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第23節 要配慮者等安全確保体制の整備

第1 基本的な考え方

災害時に迅速・的確な行動が取りにくく被害を受けやすい要配慮者は、本町の高齢化や国際化の進展に伴い、今後増加することが予想される。このため、県、町及び防災関係機関は、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第2 避難行動要支援者等支援体制の構築

1 避難行動要支援者に配慮した避難計画の策定

町は、避難計画（本編第2章第7節「避難活動」参照。）の策定に当たっては、特に以下の点に留意する。

- (1) 要配慮者及び避難行動要支援者への緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等の伝達方法
- (2) 要配慮者及び避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- (3) 要配慮者及び避難行動要支援者の支援における避難支援等関係者、町の役割分担

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

- (1) 町は、地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 町は、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- (3) 町は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。
また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
- (4) 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
- (5) 町は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

- (6) 町は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

- (7) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

- (8) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

- (9) 避難行動要支援者名簿の作成、活用等に当たり必要な次に示す事項等については、地域防災計画に定める。なお、その他必要な事項については、避難行動要支援者の避難支援のための計画等に定める。

ア 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定する。

その際、必ずしも災害対策基本法で例示している消防機関、県警察、民生児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決める。

また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

要配慮者の避難能力の有無、要件の設定については、主として次のような点が想定されるが、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、避難支援等関係者の判断や、形式要件から漏れた者自らが避難行動要支援者名簿への掲載を市町村に求めることができる仕組みなど、きめ細かい要件を定める。

- (ア) 計画や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- (イ) 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- (ウ) 避難行動をとる上で必要な身体能力
- (エ) 要介護状態区分
- (オ) 障がい支援区分

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市町村の関係部局で把握している情報の集約、要介護状態区分別・障がい別・支援区分別等の把握方法などのほか、個人番号（マイナンバー）を活用した情報の集約・取得、県等関係機関への情報提供依頼、情報提供に当たり必要な事項について定める。

エ 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者名簿を更新する期間、仕組み等名簿情報を最新の状態に保つために必要な事項を定める。

オ 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう次に示す事項を参考に、町が講ずる措置を定める。

- (ア) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限

り提供する。

- (イ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう説明する
- (ウ) 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明する。
- (エ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- (オ) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう説明する。
- (カ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう説明する。
- (キ) 名簿情報の取扱状況の報告を求める。
- (ク) 平常時から避難行動要支援者名簿を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求める。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

- (ア) 警戒レベル3高齢者等避難の発令・伝達

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について特に配慮が必要な事項を定める。

- a 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする
- b 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する
- c 要配慮者にあった必要な情報を選んで伝達することなど

- (イ) 多様な手段の活用による情報伝達

聴覚障がい・視覚障がい・肢体不自由等それぞれの障がいの状況などに応じ、多様な手段を活用して情報伝達を行う

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。

- (10) 個別避難計画の作成、活用等に当たり必要な次に示す事項等については、地域防災計画に定める。

ア 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
町は、計画作成の全体像（町支援による個別避難計画及び本人・地域記入の個別避難計画の作成）や優先して作成する基準等について定める。

イ 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定する。

その際、必ずしも災害対策基本法で例示している消防機関、県警察、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めること。

また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る。

ウ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

町の関係部局で把握している情報の集約、要介護状態区分別・障がい別・支援区分別等の把握方法などのほか、個人番号（マイナンバー）を活用した情報の集約・取得、県等関係機関への情報提供依頼、情報提供に当たり必要な事項について定める。

エ 個別避難計画の更新に関する事項

個別避難計画を更新する期間、仕組み等個別避難計画情報を最新の状態に保つために必要な事項を定める。

オ 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう次に示す事項を参考に、町が講ずる措置を定

める。

- (ア) 個別避難計画情報には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、個別避難計画情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する
 - (イ) 個別避難計画情報の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で個別避難計画情報を取扱う者を限定するよう説明する
 - (ウ) 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の個別避難計画情報を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明する
 - (エ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する
 - (オ) 施錠可能な場所への個別避難計画情報の保管を行うよう説明する
 - (カ) 受け取った個別避難計画情報を必要以上に複製しないよう説明する
 - (キ) 個別避難計画情報の取扱状況の報告を求める
 - (ク) 平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求める
 - (ケ) 個別避難計画情報の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する
- カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (ア) 警戒レベル3高齢者等避難の発令・伝達
避難支援等関係者が個別避難計画情報を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について特に配慮が必要な事項を定める
 - a 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする
 - b 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する
 - c 高齢者や障がい者等にあった必要な情報を選んで伝達することなど
 - (イ) 多様な手段の活用による情報伝達
聴覚障がい・視覚障がい・肢体不自由等それぞれの障がいの状況などに応じ、多様な伝達手段を活用して情報伝達を行う
- キ 避難支援等関係者の安全確保
避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。

3 避難行動要支援者の避難支援

- (1) 町は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、個別避難計画等の作成に努める。
- (2) 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

4 県の避難行動要支援者支援体制

県は、町による避難行動要支援者に配慮した個別避難計画等の策定を支援するため、必要な情報提供等に努める。

また、大規模災害においても避難行動要支援者の避難等を広域的に支援するため、関係機関、団体等との協力体制を整備する。

第3 地域における要配慮者対策

1 防災設備、物資、資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、要配慮者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布

等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

また、一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の要配慮者に対する自動消火器、住宅用火災警報器の設置の推進等に努める。

2 要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ受けないために、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布など要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練において、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、町は、ホームヘルパーや民生委員など高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

3 防災基盤の整備

町及び県は、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、指定避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を指定し、一般の指定避難所での生活が困難となる避難者を円滑に移送・収容できる環境を整備するとともに、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備制度）の周知を図る。

4 外国人対策

外国人に対しては、住民登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明等を行うとともに、「やさしい日本語」や外国語による多言語での携帯メールマガジン、パンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

また、災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や多言語による広報体制の整備、指定緊急避難場所及び指定避難所・災害危険地区等に関する多言語表示の付記などを推進する。

この他、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

大規模災害により、外国人住民の避難生活の長期化が予想される場合、県がしまね国際センターと共同設置する「災害時多言語支援センター」における、多言語による災害情報の発信や避難所等での翻訳・通訳等の支援についても連携を図る。

第4 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設、保育所、病院等の管理者は、要配慮者に配慮し、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資器材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

2 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あら

はじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日ごろから、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、社会福祉施設管理者は災害発生時には多数の避難者の緊急入所や他被災施設から移送が必要となることから、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）の活用等を図り、避難行動要支援者等の処遇の確保に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動が取れるよう、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

5 防災基盤の整備

町及び県は、避難行動要支援者等自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

6 社会福祉施設等における対策

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、県内、近隣都道府県内における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定を締結するよう指導に努め、あわせて、その内容を県に登録するよう要請する。

また、災害時に介護保険施設、障害者支援施設等から福祉専門職を派遣する仕組みとして設置されている「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の本部がある島根県社会福祉協議会と連携して、ネットワークの円滑な運用に努める。

第24節 孤立地区対策

第1 基本的な考え方

大規模な風水害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区は、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

第2 通信手段の確保

1 多様な通信手段の確保

発災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障を来すことが考えられる。

そのため、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

2 被災に備えた通信設備の運用

孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の確保を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

3 通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

第3 物資供給、救助体制の確立

1 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給に当たり、伝えるべき項目をあらかじめ整理し、孤立予想地区や町、県等で共有するよう努める。

伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、要配慮者の有無、備蓄状況（食料、飲料水、医薬品、毛布）等

2 ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

3 無人航空機等の輸送手段の確保

孤立地区が発生した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

第4 孤立に強い地区づくり

1 備蓄の整備・拡充

孤立の可能性のある地区は、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。

備蓄に当たっては、食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の整備により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。この際、要配慮者への配慮にも努めるとともに、公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

2 避難体制の強化

地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、少なくとも72時間は連続運転可能な非常用電源の整備に努める。

また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難先を周知徹底する。

3 マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

第5 道路寸断への対応

1 対策工事の実施

緊急輸送道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、整備計画を作成し、必要な対策を実施する。

2 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。